

令和7年第2回定例会  
新冠町議会会議録  
第2日（令和7年6月20日）

◎議事日程（第2日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- |     |        |  |
|-----|--------|--|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                                       |
| 第 2 |        | 一般質問   |
| 第 3 | 議案第34号 | 令和7年度新冠町一般会計補正予算                                 |
| 第 4 | 議案第35号 | 令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算                       |
| 第 5 | 議案第36号 | 令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算                       |
| 第 6 | 議案第37号 | 令和7年度新冠町簡易水道事業会計補正予算                             |
| 第 7 | 議案第38号 | 令和7年度新冠町下水道事業会計補正予算                              |
| 第 8 |        | 議員派遣の件   |
| 第 9 | 発委第 4号 | ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について |
| 第10 | 会議案 7号 | 閉会中の継続調査について（総務産業・社会文教・議会広報常任委員会）                |
| 第11 | 会議案 8号 | 閉会中の継続調査について（議会運営委員会）                            |
- 閉議宣告  
閉会宣言

◎出席議員（11名）

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1番 酒井 益幸 君  | 2番 海馬澤 真紀子 君 |
| 3番 長浜 謙太郎 君 | 4番 中山 千鶴子 君  |
| 5番 野中 一生 君  | 6番 竹中 進一 君   |
| 7番 秋山 三津男 君 | 8番 但野 裕之 君   |
| 9番 武藤 勝國 君  | 10番 武田 修一 君  |
| 11番 氏家 良美 君 |              |

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町	長	山	本	政	嗣	君
副	町	佐	藤	正	秀	君
教	育	下	川	徳	久	君
総	務	島	田	和	義	君
企	画	佐	渡	健	能	君
町	民	谷	藤		聡	君
産	業	鷹	背		寧	君
保	健	新	宮	信	幸	君
建	設	関	口	英	一	君
建	設	寺	西		訓	君
農	業	三	宅	範	正	君
会	計	今	村		力	君
診	療	杉	山	結	城	君
特	別	竹	内		修	君
町	有	湊		昌	行	君
管	理	佐	々	木	京	君
社	会	工	藤		匡	君
総	務	小	林	和	彦	君
企	画	下	川	広	司	君
町	民	曾	我	和	久	君
産	業	磯	野	貴	弘	君
保	健	二	本	柳	成	児
管	理	伊	藤	美	幸	君
管	理	楫	川	聡	明	君
社	会	坂	元	一	馬	君
代	表	妹	尾	巨	知	君
監	査					
委	員					

◎議会事務局

議	会	事	務	局	長	田	村	一	晃	君		
議	会	事	務	局	庶	務	係	長	榑	拓	己	君

(午前10時00分 開会)

◎開議宣告

○議長（氏家良美君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和7年第2回新冠町議会定例会2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、3番、長浜謙太郎議員。4番、中山千鶴子議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（氏家良美君） 日程第2、一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言願います。

武藤勝罔議員の「町長の所信表明に関わっての質問」の発言を許可いたします。

武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） はい。9番武藤です。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、質問いたします。

町長の所信表明に関わり、3点質問いたします。

1点目は、1ページの「町民生活に直結する課題を優先し、粉骨砕身、全力で取り組む」に関わって質問します。町民生活は今、深刻な物価高騰の影響を受け、暮らしと営業への不安は増すばかりです。令和6年度補正予算で、「低所得者支援交付金」「推奨事業枠」で交付金がありました。低所得者支援分は3295万円で執行済みですが、推奨事業枠の3362万4000円は未執行です。さらに、今回5月末に令和7年度5月分事業費として、町に520万円の追加配分がありました。現在、物価高騰、米の高騰などで町民生活は大変です。推奨事業枠は幅広く使えるもので、多くの町民に行き渡るような支援に活用すべきと思いますが、町長の見解を伺います。

2点目です。2点目は、5ページの4項目目の「各種ふるさと納税も特定事業への財源として取り組み強化」に関わって質問します。今回、納税推進室を新設し、納税分野の業務を一元化して体制を充実し、寄附額の増加を狙うという町長の意欲は理解できますが、町の振興発展につながるのかという点から質問します。

1つ、具体的にどう取り組みを強化するのか。例えば、全国的に言われてるように寄附金の目標額はどのように考えてますか。一方、全国の経験で、寄附金が増えれば返礼品の

購入は事務手続費用が発生し、結果としてそう大きな収入増にはならないと思いますが、どう考えておりますか。

2点目、返礼品ににかっふピーマン、新冠産の米などは考えていますか。

3つ目、どう新冠の「地場産業」の育成につなげていくのかの3点を伺います。

それから大きな3つ目としては、6ページの「青年活動に対してできる限りの支援をし、まちづくりを推進する」に関わって質問します。現に役場職員、小中学生、成人教育、高齢者教育など多岐にわたって取り組まれています。青年層に対する教育は将来のまちづくりにとって、特に必要な取り組みだと思います。以前に町民海外研修派遣事業がありました。竹下内閣のふるさと創生1億円を活用した事業で、平成2年から平成10年度にわたり9回、アメリカ、カナダ方面、ヨーロッパ方面に分かれて行われ、多くの町民、役場職員が派遣されました。その後、第3次新冠町行財政改革により、事業の継続はなりませんが、この事業の検証評価はなされているのでしょうか。この点の見解を伺います。同時に、この事業から既に25年が経過しました。まちづくりは人づくりと言っても過言ではありません。20代から40代の青年、壮年層の将来のまちづくりを担う町民の町民海外研修派遣を再開する考えはありませんか。この点での見解を伺います。以上、3点お願いいたします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。山本町長。

○町長（山本政嗣君） 武藤議員から御質問いただきました「町長の所信表明に関する質問」にお答えを申し上げます。

1点目の御質問は、物価高騰対策交付金による広範な生活支援の実施についての所見を問う御質問かと思えます。社会情勢が物価上昇のトレンドに入ったと言われるようになって時間も経過した今、物価高騰の影響が町民生活に重くのしかかっていることは、御指摘のとおりと存じます。そのような中、低所得世帯に対する住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、これまで7回実施されてきましたけれども、物価高騰の影響は一律全ての世帯に及んでおりますことから、課税対象の現役世帯の方には不公平感を招く方も存在するというのが実情かと思えます。実際、物価高の影響は子育て世帯といった中間層が最も影響が大きいという意見もございます。物価高を原因とする支援策の難しさが顕在しつつあるものとも感じているところであります。このような状況を踏まえ、交付金推奨事業枠を活用いたしました町独自の給付金事業の準備を現在進めております。内容は、本年2月から給付を行っております住民税非課税世帯等臨時特別給付金の対象世帯以外の世帯に対する支援策として、所得1000万以下の世帯に対しまして、1世帯当たり1万5000円、子ども1人当たり5000円を給付する内容として、現在準備、調整を進めているところでございます。広く町全体を見渡して、町民かつ町民生活の一助となる政策の推進を図ってまいろうとしておりますので、御理解を頂きたいと思えます。

次に2点目のふるさと納税の取り組みについてお答えを申し上げます。当町では、ふるさと納税制度の活用による自主財源の確保と地場産業の振興を図ることを目的に、本年6

月1日付で「ふるさと納税推進室」を新設いたしました。この推進室は、総務課のふるさと納税担当と企画課の企業版ふるさと納税担当の職員で構成をいたしますプロジェクトチームとして業務を一元化し、関係各課が連携をして横断的に取り組む体制を整えたものでありまして、昨年度から検討を進めてきたものでございます。推進室では、これまで蓄積をしてきました実務経験に加えて、新体制による新たな視点と情報収集の幅を広げながら、地域の魅力発信や返礼品の充実、さらには事業者との連携強化による新たな返礼品の開発、その業務支援など具体的な取り組みについて検討、実践を進めてまいります。御質問頂きました「寄附金の目標額」につきましては、寄附者の御厚意に基づく制度という本来の趣旨を踏まえますと、目標額の設定をもって成果を評価することは適切ではないと考えております。加えて、この制度は法制度の存廃を含めた見直しや、気象状況等により返礼品の調達に影響が生じるなど、寄附額は年度ごとの変動が避けられないものもでございます。こうした性質を持つ財源に、過度に依存をした予算編成は適切ではないという判断をいたしまして、目標額の設定は行わないという方針としております。また、ふるさと納税に係る経費につきましては、国の基準に基づきまして、寄附額全体の5割以内に収めるルールとされており、このうち返礼品の調達費は3割以内とされております。したがって、寄附額のおおむね5割以上は町の一般財源として活用することができますので、ふるさと納税は増加をするほど財政効果が高まる仕組みとも言えるわけでございます。また、御質問頂きましたにいかっぷピーマンや新冠産の米につきましては、いずれも当町の地場産品といたしまして、既に返礼品として採用をし、寄附者の皆様から好評をいただいているところでもあります。ただし、農産物でございますので収穫時期や生産量の関係で、通年での提供は難しい状況にあることも御理解頂きたいと存じます。

続いて、地場産業の育成へのつなげ方についてでございますが、ふるさと納税制度は単なる財源確保だけではなく、当町の地場産業や地域資源の魅力を全国に発信をし、その価値を広く知っていただく手段でもあるわけですが、その前提には返礼品が地場産業として成立をしているということが基本的な考え方となります。地場産業の育成、振興は、事業者の売上げや所得の向上のみならず、雇用の創出や地域内の経済循環、さらには税収の増加などまちづくりにおいて重要な施策と考えております。このことから、町では地場産品の開発を支援する補助制度を設けておりますけれども、当該制度の更なる拡充や起業、創業を含めた新たな支援制度の創設に向け、調査、検討を進め、ふるさと納税を通じた地場産業の育成と地域経済の活性化に努める考えでございます。

最後に、3点目の過去において町が取り組んだ町民海外研修の検証と評価、そして今後の取り組みの可否についてお答えを申し上げます。平成2年度から平成10年度まで計9回実施をいたしました町民海外研修は、町職員を含めまして計118人が参加し、実施をされたところであります。事業自体は、人選方法を含めた事業見直しと行財政改革の中で計画事業期間の満了をもって終えることとなりましたけれども、当該研修事業に参加した方の中には、その後、町議会議員になった方、また事業経営者や後継者になられた方、ある

いは産業団体の役職に就いた方がいるなど、人材育成に大きな貢献を果たしたものと考えております。当該事業から20年以上の時間が経過をいたしまして、情報通信機器の飛躍的な技術革新によって世界は大変身近になり、そして膨大な知識と情報が提供される、あるいは取得することができる社会へと変わってきております。そのような社会にあって、国を飛び出し、直接見聞を広げる海外研修は、以前にも増して明確な目的と詳細な研修内容、さらには高い意識が求められるものとも考えられます。一方で、異文化に触れ、直接見て、聞いて、感じることは大切なことでもありますし、研修事業の意義もそのような点にあるものと考えますので、青年団体をはじめ社会教育団体、産業団体、あるいは一定の目的を有する事業経営者などの方々が、町が用意した研修の枠組みではなく、自ら目的を定め研修に取り組むにあたって、支援の求めがあった際には、真摯に相談に応じ、目的に応じて支援を行っていく考えでございます。御指摘のように、人材育成は町の未来を形作る基盤でございますし、持続可能な地域社会の実現には不可欠な要素と存じます。特に人口減少や高齢化が進む中、地域の特色を生かした人材育成は、町の活力を維持し、向上させるものであるという認識をしっかりと持ち、未来を見据えたまちづくりを推進していく考えでございますので、御理解を頂きたいと存じます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） 2点目のふるさと納税と3点目の海外研修派遣について再質問いたします。

このふるさと納税は取り組みが始まったばかりですから、これからいろいろ深みを持った取り組みになって進んでいくと思いますけども、私はここでふるさと納税というのは税の本来の在り方から見て、正当な税の在り方なのかちゅう疑問を感じております。このふるさと納税の構想は、元福井県知事を務められた西川一誠さんが2006年に西日本経済新聞に「ふるさと寄附金控除導入を」というコラムが載って、それに端を発して総務省がこれに採用してふるさと納税という制度が発足したと。しかし、現在、税法学者や財政学者などからいろんな批判的意見も出されていまして、特に現状はマスコミでいろんな問題があって、過度な返礼品競争による税の奪い合いが自治体間で行われて歪みを持った形になっていると。そういうことで、私はこれ始まった当時は、知事会も市長会も町村会も比較的肯定的に見ていたんですが、しかしもう大体約20年間近くなりまして、知事会なんかの中でもアンケート取りましたら、だんだん変化してきて、全く無くせちゅうことにはなってませんが、いろいろやっぱり検討すべきだとかそういう声が出てきております。私はやっぱり税ちゅうのは地方交付税を増やして、地方はそういう本当になぜ地方交付税減らされた部分を、要するに地方の自治体で才覚を生かして金を集めるちゅうのは、やっぱり増やすにはやっぱり筋がちよっと違ってると思いますんで、そういう中で、国政との問題の関連もありますけれども、知事会だとかそういう中でいろんな批判的意見も出てきてますんで、やっぱりこれは地方公共4団体でもこの国に基本的には私は廃止の方向でいくべきだと思いますけども、その点でのお考えを伺いたいと思います。

それから3点目の海外研修派遣ですけれども、これについては私のちょっと経験も話させていただきますと、私は3回目に選ばれて、イギリス、ドイツ、フランスを研修してきました。3回目の派遣者の内訳は軽種馬農業関係が6名、建設関係が1人、商工会関係が2名、一般町民が2名、町職員が3名という計14名でした。主な研修先が軽種馬関係だとか、福祉関係、まちづくりなどで、旅行終わって全員で研修のまとめを行い、町の経営、広報にも掲載されました。これで一応派遣団としての任務は終わりなんですけども、私たちが誇れるのはまとめを行ったときに2週間、約2週間近く旅行してきて、このままでばらばらになるというのはもったいないなあっちゅうことで、同期会ちゅうかクラス会ちゅう形で立ち上げて、そしていろいろまちづくりについて話し合っということをやりまして、今でも30年近くなりますけども年3、4回集まっというんな旅行のことだとかまちづくりのことだとかそういう事を話し合っというています。海外行ってきた関係で、やっぱりもう1回いろんなところを、お金もないので自費ですから近場に行こうということで、海外にもこの30年間で4回行ってます。台湾、香港、マカオ、そしてイタリアでは南イタリアでローマとナポリ。自費で行って、この経験はもう私のその後の生き方にも大きな影響と刺激を得られ、友人も得てすばらしい経験をさせてもらったと今でも感謝しております。なぜ海外なのかということ言えば、今インバウンドで多くの外国人が日本を訪れています。私たちも海外で学ぶべきことは数多くあります。隣町の新ひだか町では、この数十年間一貫した馬の関係でケンタッキー州のレキシントン市ですね、これに、中学生、高校生を毎年派遣しております。ですから、研修の目的をはっきりさせて、地域は私たちが言ったヨーロッパだとかアメリカでなくて、東南アジアなども勉強になる国がたくさんあります。人数も私たちが行った14、5人ちゅう大規模でなくて、5名から7名ぐらい、そして3年か5年計画ぐらいで行うべきと考えてます。このことは、必ず将来のまちづくりにつながると考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。山本町長。

○町長（山本政嗣君） 武藤議員から頂きました再質問にお答えを申し上げます。

まず、ふるさと納税の関係でございますけれども、武藤議員からこの制度自体に疑問を感じてらっしゃる、その上で廃止をとということへのまずは私の考えでございますが、いずれにいたしましてもこれは国の制度でございますので、私どもの立場でこのものの存廃を論ずることは不適切ではないかなというふうに考えております。御指摘頂きましたように、税の在り方に疑問を抱かれています、確かに税の優遇というものを中心に制度創設されたものであるというふうに思いますけれども、返礼品を選ぶ、買う、その上で、税制の優遇を受けるというような買物的、買物を中心とした流れになってきている、こういう部分は否めないのかなあというふうに思いますし、この制度自体、都会からは多くの収入が流れて私どものような小規模な市町村、これは有利な財源となるというような1面もございまして、この制度に賛否があるということについては存じ上げておりますけれども、私どもの立場としては、現在、この財源を有効に活用させていただきながら、地場産業の振興あ

るいは財源の確保といったことも考えさせていただいているわけでありますので、制度がある中で有効にこの制度を活用させていただきたいというふうに考えているところであります。

2点目の海外研修の考え方でございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたが、私自身、国内外を問わず研修事業を否定するものではございません。武藤議員がおっしゃられましたように、研修を経た中で町民同士、参加者同士のつながりが強まって、それが今も続いてらっしゃる。これは、この事業の大きな成果であったんだろうというふうに思います。他町が海外研修をやってる分につきましては、町と姉妹提携をしているのだとか、そういうことの中でついているものと承知をしておりますけれども、繰り返しになりますけれども、明確な目的あるいは詳細な研修内容というものが確認できた折にはですね、そういった事業の実施についても改めて検討していかなければいけないなというふうに考えております。いずれにいたしましても、これから様々な方々の御意見を頂戴したり、あるいは青年の皆さんとの懇談を通じながら、それらの意見も参考にしながら、それらの事業の必要性についてしっかりと判断をしてまいりたいと考えておりますので御理解を頂きたいと思っております。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○9番（武藤勝罔君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で武藤議員の一般質問を終わります。

次に、中山千鶴子議員の「日高德洲会病院誘致に伴う診療所閉鎖の方針と医療従事者支援について」の発言を許可いたします。

中山議員。

○4番（中山千鶴子君） 4番中山千鶴子です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い質問いたします。

日高德洲会病院が、地震津波対策も含めて当町の高台への移転を決定しました。私は、当町が医療体制の将来を見据え、誘致を実現できたことは高く評価しています。一方で、この方針により国保診療所の閉鎖が示され、町民や医療従事者の間に不安や戸惑いが広がっていることも事実です。町の将来を見据えた今回の判断は決して間違っていないと考えますが、進め方を誤るなら信頼を損なう結果になりかねません。関係する全ての人ができる限り納得できる形で進めていくことが大切だと私は考えます。そこで町長に3点伺いたいと思っております。1点目、診療所閉鎖の方針を聞いた医療従事者の方たちは、多くの不安を抱えていると考えられます。そうした方々に対し、きめ細やかなサポートが必要と思っておりますが、町として相談窓口あるいは対話の場は設けられているのでしょうか。

2点目、医療従事者の方たちと対話していく上で、再就職支援、スキル支援などの制度は具体的に準備されているのでしょうか。

3点目、国保診療所が閉所に向かうことで、地域医療が縮小されるとの誤解や不安を感じる方も少なくありません。そうした方々に町としてどのように説明責任を果たす考えな

のでしょうか。また、高齢者や交通弱者が新しい病院へ通うための移動手段はどのように考えているのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。山本町長。

○町長（山本政嗣君） 中山議員から御質問の「日高德洲会病院誘致に伴う診療所閉鎖の方針と医療従事者支援について」お答えを申し上げます。

このたびの町立国保診療所の閉所方針につきましては、前町長のもとで示されたものではございますが、当町の人口規模や将来的に避けられない人口減少の見通しに鑑みますと、現診療所を改築のうえ存続をさせながら、200床規模の病院と共存していくということは、医師をはじめとする医療従事者、医療体制の確保、更には町の財政負担の観点からも極めて困難であると判断をしており、こうした背景からも、私も国保診療所の閉所方針はやむを得ないものと考えているところであります。今後は、徳洲会から示されます新病院の開院スケジュール、あるいは診療所閉所に関わる必要な事務調整期間等を勘案しながら、閉所の時期を慎重に判断してまいりたいと、まずもって考えているところでございます。これまでの医療従事者への説明と対応につきましては、日高德洲会病院の移転決定を受けました直後の1月15日に、前町長から診療所所長へ閉所の方針について説明をいたしまして、同月29日には職員説明会を開催しております。説明会におきましては、閉所時期の明確化や退職時の処遇に関する不安、改築の予定から閉所方針へと一転したことへの不満、これら厳しい御意見を頂いております。これらにつきましては、要望事項としてしっかりと取りまとめをいたしまして、事務長、看護師長による個別面談の結果と合わせて精査をし、法務の有識者からの助言を頂きながら、丁寧な対応を行ってまいり考えてまいりまして、6月5日には私が診療所所長と面談をいたしまして、閉所に向けましては、相手方の計画を早期に把握した上で、丁寧な対応と情報共有に努める旨の基本的な考え方を伝えるとともに、必要に応じて協議、説明の場を設けていくことを確認をさせていただいております。

そこで、御質問の1点目、医療従事者への相談窓口、対話の場の設置についてでございますが、現時点では特別な窓口を新たに設ける予定はしてございません。職員が気軽に相談できる環境といたしまして、これまでどおり診療所事務長を通じて、処遇に関する相談は総務課、医療体制等に関する事項については保健福祉課など、それぞれが適宜対応する体制とすることが適当であると考えてのことでございますが、今後の状況、進み方によっては、窓口の設置を行うことも視野には入れてございます。職員からの不安や要望に全て応えていくことは難しい面もございますが、可能な限りの対応に努めて参る考えでございます。

2点目の再就職支援やスキル支援についてであります。再就職支援につきましては、まずもって日高德洲会病院への受入れの働きかけを行うほか、公立病院への割愛を含めた対応などを基本に考えているところでございます。また、スキル支援につきましては、町職員としての資質向上を目的とした研修助成制度、あるいは職務専念義務免除に関する規

定が既にございます。これらは、再就職支援を目的とした制度ではございませんが、希望があった場合には、制度の適用について個別に対応してまいりたいと考えております。

3点目の地域医療の縮小への誤解や不安への対応についてであります。新病院の改築計画や提供する医療サービスの方針、あるいは診療科目などにつきましては、現在、日高徳洲会病院にてプランの策定が進められておりますことから、今後、徳洲会側にも御協力を頂いて、町民説明会や個別説明会などを通じて町民の皆様丁寧に御説明をし、理解を求めていただけるよう努めてまいりたいと存じます。また、高齢者や交通弱者の新病院への移動手段につきましては、徳洲会としても考慮するというふう聞いておりますけれども、町では今年度からA I オンデマンドバスの実証事業を開始をさせていただきます。この事業は、利用者の予約に応じて柔軟に運行されるバスの運行サービスでございます。A Iによる経路最適化により、乗車時間の短縮など利便性の向上が期待されるものでありまして、この仕組みは医療送迎サービスにも活用をしていく計画でございますことから、徳洲会病院で検討される患者輸送手段とも連携を図りながら、移動手段の確保にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を頂きたいと存じます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○4番（中山千鶴子君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き、中山千鶴子議員の「教育行政とまちづくりにおけるウェルビーイング」の発言を許可いたします。中山議員。

○4番（中山千鶴子君） はい。引き続き質問いたします。

近年教育現場では、子どもたちが心身ともに健康で、良好な人間関係を持ち、幸福で前向きに生きる状態を意味する「ウェルビーイング」の理念が重視されるようになってきました。私自身もこの考え方には強く共感しており、子どもたちがただ学力を高めるのではなく、幸福に生きる力を育むことこそ、これからの教育の根幹だと感じております。当町でもこの視点が教育行政に取り入れられてきたところですが、新たに就任された教育長の方針と今後について伺います。

1点目、下川教育長はウェルビーイングという考え方をどのように受け止めておられるのでしょうか。また、前教育長はウェルビーイングを育む教育を教育行政の柱の一つと位置づけておられましたが、その方針をどのように引継ぎ、発展させていくのでしょうか。

2点目、ウェルビーイングの実現のためには、子どもたちが自己肯定感や学校への安心感を持つことはとても大切なことですが、現在どのような手法や指針を用いて、これらを把握、評価につなげているのでしょうか。また、評価を受けて改善された事例などがあればお聞かせください。

3点目、子どもたちの健全な成長には保護者のみならず、地域の方々の協力が必要です。ウェルビーイングの理念を保護者や地域の方々とどのように共有しているのでしょうか。

ウェルビーイングの理念は教育現場だけでなく、まちづくりにも反映させていただきた

いと強く思いますので、町長にも1点お伺いいたします。所信表明で「町民の皆さんがどのような幸せを求め、どうすれば幸せを実感できるかを共に考えていきたい」と述べられていましたが、具体的にどのような取り組みを想定しているのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。下川教育長。

○教育長（下川徳久君） 御質問のウェルビーイングについてお答えします。

令和5年6月16日に「第4期教育振興基本計画」が閣議決定され、この計画の中にウェルビーイングという言葉が使用されております。この第4期教育振興基本計画には、ウェルビーイングという言葉の持つ意味として、「今後の教育施策に関する基本的な方針であり、ウェルビーイングとは身体的、精神的、社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的によい状態である包括的な概念である」と記されています。このように、ウェルビーイングという子どもたちの今と未来の幸せを願う概念は、教育現場並びに教育行政の中に脈々と受け継がれてきました。国が示す教育振興基本計画や前教育長が示した新冠町教育行政執行方針に掲げられたことを契機に、改めて教育行政の目指す方向性として認識を深めております。

御質問1点目の前教育長の方針を私はどのように継承、発展させていくのかについてです。私は、前教育長が示した「子どもたちを中心としたウェルビーイングのさらなる充実と学校教育の活性化」という方針をしっかりと受け継ぎ、さらにその概念と方向性を学校教育のみならず、社会教育にも広げ、子どもから大人に至るまで幅広く現在のウェルビーイングを未来のウェルビーイングにつなげられるよう教育行政を進めてまいります。

2点目の数値化しにくい幸福感などをどのように把握、評価し、改善しているのかについてお答えします。議員御指摘のとおり、ウェルビーイングの概念に直結する自己肯定感や学校での安心感を児童生徒のウェルビーイングとして数値化し評価することはとても困難なことではありますが、新冠小学校、新冠中学校ともに児童生徒アンケートを用い評価改善を行っております。昨年度の「自分には良いところがあると思うか」という自己肯定感を把握するアンケート結果は、良いところがあると答えた新冠小学校児童が79%、新冠中学校生徒が65.7%となっておりました。この結果を受け、学校現場では「自分には良いところがあると答えられなかった子どもたちに目を向け」改善を図っております。改善内容につきましては、小学校が道徳の時間において自分の特徴を知り、長所を伸ばそうとする意識と意欲を高める内容の授業を年度の始まりと学期の始まりに実施するよう年間指導計画を見直しております。また、中学校では、定期的なものではなく日常における生徒一人一人の小さな成長と良さを認め、そのことを生徒自身にも気づかせていくことを教育活動全体において重視するよう改善を図っております。次に「学校での安心感」に関する昨年度の結果は、小学校において「学校は楽しい」と答えた児童が84%、中学校において「普段の生活の中で幸せな気持ちになることがある」と答えた生徒が78%おりました。この結果を受け、小学校では「ぼかぼかことば」と称する相手に対する思いやりの

言葉を使うことを今年度の重点課題の一つとし、生徒指導上の重点目標に掲げ、全職員で取り組むことにつなげております。中学校においても職員と生徒、生徒同士の信頼関係を重視し、温かい声かけや対応に心がけながら、家庭とも連携し、生徒の良さを共有していくよう取り組みを進めております。

3点目の「ウェルビーイングの理念を保護者、地域の方々とどのように共有しているか」についてお答えをします。新冠小学校、新冠中学校ともに文書による発信と対面による発信を通し、ウェルビーイングの理念共有を図っております。具体例を申し上げますと、学校便り、学級だより、保健だよりなどの各文書、保護者説明会、学級懇談会、個別面談などの対面、SNSを活用した学校ホームページが挙げられます。また、学年レクリエーション、運動会、学習発表会、学校祭、地域参観日、入学式、卒業式など児童生徒の笑顔や真剣な眼差し、運動会による勝って流すうれし涙、負けて流す次の成長につながる悔し涙、互いに協力する態度など子どもたちのウェルビーイングな姿や状態を直接見ていただくことによる共有も図っておるところです。説明は以上でございます。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。山本町長。

○町長（山本政嗣君） ウェルビーイングについての御説明につきましては、今、下川教育長からございましたことから、私からはまちづくりにおけるウェルビーイングにつきまして、町民の幸福感の実感を「共に考える」という取り組みの視点から御答弁申し上げさせていただきます。

人口減少社会にあつて、当町は、これまでの取り組みが一定の効果を産み、消滅可能性自治体から脱却するなど、人口減少対策の成果が目に見えるものとなりつつあると実感をしているところであります。しかしながら、社会現象として、減少していく国民人口の中においては、今後も町民人口は緩やかに減少し、そして町の規模は縮小していくものと考えているところであります。そのような社会では、町の未来を町民の皆さんと共に考えていくことが今後ますます重要になり、町民意見の施策反映はこれまで以上に意を用いていく必要があると感じているところでございます。本定例会におきまして「マイタウン30委員会設置条例」の全部改正について議決を頂戴いたしましたが、改正条例にあるように、幅広い世代からまちづくりの意見を聴き取り、聴き取った意見を議会とともに共有した中で、まちづくりを進めていく、即ちまちづくりを共に創りあげることが目的としたことは、第一歩だというふうにも考えているところでございます。また、私が町民の声に触れる機会というのは、町政懇談会をはじめ今後様々な場面が想定されますし、町には管理職による地域担当の制度もございますことから、これらの仕組みをより一層機能させるとともに、自らの考えを自らの言葉で伝えるなど、町民の皆さんとの対話を大切にしていくことを意識してまいりたいと考えているところでございます。

更に、これらを進めていく中では、町の課題、あるいは町民が描く希望を私自身がしっかりと受け取り、感じ取ることに心がけ、町民の皆さんとともに町の将来を考えていくという姿勢を守り、対話による町民意見の聴取を主体とした取り組みを進めることで、町民

の皆さんが幸福感あるいは充実感といったものを実感できる施策につなげてまいりたいと考えております。いずれにおきましても、簡単な取り組みではないというふうに承知をしておりますが、魅力あふれるまちづくりに誠心誠意取り組んでまいり所存でございますので、まずもって御理解をお願いしたいと存じます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。中山議員。

○4番（中山千鶴子君） はい。教育長並びに町長の御答弁ありがとうございます。子どもたちの明るい未来のため、また、当町の発展のため、今後も町民の声を大切にした政策を進めていただきたいと思います。しかし、町民にとっての幸福感は非常に主観的なものであり、見えにくいものです。また、時代とともに変わっていくものです。ですので、その声を可視化し、継続的に把握、活用する仕組みが重要ではないかと思っております。そこで次の2点について提案いたします。

1点目、町民の満足度や生活の質、地域への愛着などをテーマに定期的なアンケートを行い、その結果を町の政策評価や計画策定に反映していく仕組みを設けてはいかがでしょうか。また、結果を公表し、行政と町民と一緒に町の課題や希望を共有できるようにしてはいかがでしょうか。

2点目、今後策定される総合計画や各種施策計画において、ウェルビーイングの視点を明記し、各事業が町民の幸福感や暮らしの質向上にどう寄与するかを可視化、評価できるようにしてはいかがでしょうか。町民一人一人が新冠に住んでよかったと実感できるようなまちづくりをともに築いていけることを心から期待し、提案といたしますが、町長の所見を伺いたいと思っております。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。山本町長。

○町長（山本政嗣君） 中山議員からの再質問にお答えを申し上げます。

「幸せ」は見つけるものではなくて、気づくものであるというふうにも言われますけれども、個々にこれは違いがあるわけでありまして、また、議員御指摘のように主観的なものであるとも思うわけでありまして。しかしながら、まちづくりの中におきましては、町民の皆さんの幸福感はやはり「この町に住んでよかった」ということに帰結するんだろうというふうにも考えているところであります。そのためには、先ほど御答弁申し上げましたが、町民の皆さんの考え、気持ちに直接触れる、感じることでまちづくり施策につなげる取り組みをまずは推進したいというふうに考えているところであります。

そこで、議員御質問の1点目のアンケート調査の実施でございますが、これらをまちづくりを進めていく中で定期的に行っていくということは少し困難な部分もあろうかと思っておりますけれども、この視点を持ってまちづくりを進める中で、必要に応じてアンケート調査というものも実施を適宜してまいりたいと考えているところであります。

2点目でございますが、ウェルビーイングの視点についてでございます。いわゆるウェルビーイングが意味する心の充足、これは先ほど来申し上げてまいりましたが個人によって多種多様である、そして、個別のまちづくり事業で具体的にお示しをしていくということは

非常に難しい部分があるというふうに捉えているわけではありますが、まちづくりコンセプトでもあるRE、レ・コードの理念と、町民憲章を意識したまちづくりを推進していくことで、町民の皆さんが新冠町を愛して、そして住んでよかったと思っただけのまちづくりこそが、ウェルビーイングの具現化につながるものというふうに捉えているところであります。このような考え方を大切にするとともに、町が有する各種計画の策定におきましては、このまちづくりコンセプトを基礎としつつ、検証においてはどのような結果につながったかを見極めていくことといたしますけれども、その作業全てはウェルビーイングの推進につながっていくということを意識してまいりたいというふうに考えております。まちづくりの推進においては、今後より一層REの精神、これの具体化、そして町民憲章の理念を感じ取ることができるよう、まちづくりを推進していこうという考えでございますので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○4番（中山千鶴子君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で中山議員の一般質問を終わります。暫時休憩といたします。

休憩 午前10時54分

再会 午前11時 4分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

長浜謙太郎議員の「まちづくりへの関心を高める取り組みについて」の発言を許可いたします。

長浜議員。

○3番（長浜謙太郎君） はい。3番長浜謙太郎です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、「まちづくりへの関心を高める取り組みについて」の一般質問をいたします。

まずは、山本町長におかれましては、先般行われました町長選挙において当選の栄に浴されましたこと、改めておめでとうございます。こうして対峙してお祝いを述べさせていただくのは意味があり、今回の内容は、先の結果を受けて感じたことに深く関わるからです。投票率は69.08%と、選挙戦となった前回2017年の81.27%と比較し、12.19%もの差が見られました。この数値は、当落以上に真摯に受け止めなければならないと、その要因を分析し、あらゆる手法で対策を講じなければならないとの危機感を持っております。「RE：議会」と銘打って開催した意見交換会をより充実させること、モニター制度やアドバイザー制度の創設、過去に行われた実績のある1日体験、町議会模擬の再現を検討する、といったことは議会として取り組まなければなりません。また、教育現場の理解と協力のもと、現在、中学校で行われている町長との町政懇談会をリニューアルしたふるさと学習により踏み込んだ接点を設けること、あるいは児童会、生徒会の役員選挙

を地域参観日として公開することも検討に値するはずで、ほかには開票作業のライブ配信、開票結果速報のLINE通知や、ニーズの高い公開討論会や立会い演説会の実現などが挙げられますが、これらは選挙管理委員会の範疇として、行政こそが担える場面であるとも考えます。職員の業務負担増が懸念されますが、現状、適した民間組織や団体は思い浮かばず、仮に存在したとしても何かしらの色づけをされ疑義が生じる可能性があります。その意味でも、公平性、信用度に勝る公的な立場が実施することがふさわしく、これが理由と根拠になります。

投票所別投票率が公開されているように、投票行動内訳として性別や世代、年齢ごとの投票率も明らかにすることで、町民の意識啓発につながるでしょうし、ピンポイントでのアプローチが可能となります。かつて選挙事務に関し、投票時間の繰上げや投票所の集約についての質疑をさせていただきましたが、実態をもとに協議した経過はあるが、結果として投票率の低下を招きかねないので難しいとの答弁でした。ならば投票率の向上に取り組むべきとも考えます。投票率を上げること、すなわち町政運営、まちづくりへの興味関心を高めることは、我々議員も含め政治に携わる者の使命でもあります。

今回の選挙戦を体感した当事者本人にしか分かり得ないだろう感覚と推察し、町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。山本町長。

○町長（山本政嗣君） 長浜議員から御質問の「まちづくりへの関心を高める取り組みについて」お答えを申し上げます。

議員からの御質問は、選挙の投票率低下が町政やまちづくりへの関心の低下に直結しかねないという強い危機感に基づくものと深く受け止めさせていただきました。

議員御指摘のように、このたびの町長選挙における投票率は69.08%で、前回選挙と比較して12.19ポイントの減少。また、町議会議員選挙につきましても、令和5年度に執行された選挙におきましては69.75%と、前回選挙から6.28ポイント減少しております。いずれも町政に対する町民の関心が反映された指標として、重く受け止めさせていただいているところであります。投票率の低下は全国的な傾向でもあり、その要因として、候補者数の減少、あるいは政治への関心の希薄化、若年層を中心とする地域コミュニティーのつながりの弱体化など、複合的な要因が指摘をされているわけですが、私自身、今回の町長選挙を通じて特に感じましたのは、町長選挙という町民の皆さんにとっては最も関心が高いと思われるこの選挙において、候補者は誰なのか、あるいはどのような人物なのかを知らないとおっしゃる方が多数いらっしゃったというこの現実でございます。これは、町政への関心の低下、さらには候補者への評価といった要素も推察をされるわけでありまして、自らの発信力や姿勢、これらについても改めて見直す必要があると痛感をしたところでございます。議員から御提言のありました、「RE：議会」の充実、1日体験町議会等の取り組みに関しましては、住民と議会、あるいは行政との距離を縮め、まちづくりへの理解と関心を高める上で大変有意義な取り組みであり、今後議会

ともしっかり情報を共有してまいりたいと考えているところであります。

また、公開討論会の開催につきましては、有権者の皆さん方が候補者の政策、そしてその実現性、さらには候補者の人柄等についてしっかりと比較をし、評価をする場として、貴重な機会であるというふうに認識をしております。ただし、公職選挙法によりまして、選挙管理委員会には厳格な中立性、公平性が求められているわけございまして、こうした討論会等の主催は御承知のように青年会議所や市民団体、あるいはNPO法人等の民間団体による開催が一般的であるというふうにされております。町といたしましては、選挙管理委員会の意向を踏まえつつ、必要に応じた支援あるいは後方支援の在り方について、検討してまいりたいと考えているところでございます。さらに、投票行動の実態把握のため、性別や年代別の投票率の分析、公表といった取り組みについても啓発効果を高めるといった視点からは有効であるというふうに考えております。この点につきましても、選挙管理委員会と情報共有を図りながら対応をしっかりと検討してまいりたいと考えます。

今後も町政懇談会などの機会を通じまして、町民の皆さんとの対話を重ねる中で、町政への理解と関心を高めていただくとともに、教育現場とも連携をした主権者教育の推進、各種広報媒体による情報発信、選挙に関する啓発活動等を通じ、町民の皆様の投票意識の醸成に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。長浜議員。

○3番（長浜謙太郎君） はい。模擬議会は、社会教育事業として位置づけできるでしょうし、今町長の答弁からもありましたが、主権者教育の推進がうたわれる中、教育現場の理解と協力の部分を含めまして、再質問として教育長の見解も伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。下川教育長。

○教育長（下川徳久君） 長浜議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、主権者教育の推進についてお答えします。文部科学省は、主権者教育を「児童生徒が主権者として社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の1人として、主体的に担う力を身につけること」と示しております。当町におきましても「未来を見据え、持続可能な社会の形成者としての礎を築く」ことを教育行政執行方針の最重点項目に掲げております。今年度も新冠中学校第1学年が総合的な学習の時間において、子どもたちは関係各課長から業務内容の説明を受けた後、新冠町の未来像を子どもたちの視点で見通し、疑問を解決したり、実現の可能性を考えたりしながら行う提案型の学習を行うこととしており、町行政やふるさと新冠に関心を持つ活動としての成果を期待しているところです。そのほか、社会科を中心とした各授業、児童会活動、生徒会活動、社会教育などを通し主権者教育を推進しておりますので、模擬議会につきましても主権者教育の狙い達成に迫る一つの事例として捉えさせていただきます。

今後、教育委員会といたしましては、新冠町教育大綱、新冠町教育行政執行方針の理念

方針に基づき、子どもたちが主権者としての自覚を持ちながら、新冠の未来に主体的に関わることができるよう取り組みを進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○3番（長浜謙太郎君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で長浜議員の一般質問を終わります。

次に、野中一生議員の「農道、町道の維持管理体制と異常等早期発見の仕組みづくりについて」の発言を許可いたします。

野中議員。

○5番（野中一生君） 5番野中一生でございます。議長より発言の許可を頂戴いたしましたので、通告に従い、「農道、町道の維持管理体制と、異常等早期発見の仕組みづくりについて」質問をいたします。

新冠町は、美しい山並みと海辺を有する自然豊かな町であり、町道や農道は、地域社会の物流を支えるための、あるいは地域住民の利便性を広げるための大切な生活基盤の一つでございます。人体の血流が停滞をすると健康に支障が出てしまうのと同様、地域社会と住民生活の血管とも言える町道や農道に損傷や沈下、水はけ悪化等の異常や問題が発生すれば、地域産業の作業効率や住民生活に影響を及ぼします。そこで、地域産業の支援と住民生活の安全の視点から3点申し上げます。

1点目は、町道、農道の点検体制についてお伺いいたします。町道及び農道の点検はどのくらいの頻度で行っているのか。また、修繕や補修履歴をデータ化、集積をして、たとえ担当者が代わったとしても円滑に道路の保全、補修情報が伝達、共有なされているのか、現状をお伺いいたします。

2点目は、農道の異常や問題の早期発見体制についてお伺いいたします。利用者が限定されている農道全ての状態を職員が常に把握することは困難だと思われるので、地域住民からの情報を受け付ける電話以外の方法、例えばLINEを使用した通報、連絡手段があれば良いと存じますが、見解をお聞かせ願います。

3点目は、行政と町民の協働による道路保守、保全の可能性についてお伺いいたします。各自治会と連携をして「地域道路点検日」を設けるといった行政と町民が一体となって、町道、農道を見守る取り組みを導入することを提案したいと存じますが、見解をお聞かせ願います。以上3点につきまして、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。山本町長。

○町長（山本政嗣君） 野中議員から頂きました「農道、町道の維持管理体制と、異常等早期発見の仕組みづくりについて」御答弁申し上げます。

まず、御質問の1点目「町道、農道の点検体制について」でございますけれども、当町の取り組みにおきましては、現在、定期点検日は設定しておりませんが、通常業務において職員によるパトロールを実施いたしまして、異常確認に努めているところであります。また、大雨等の災害時におきましては、建設協会との災害協定に基づきまして、複

数事業者による町内全域のパトロールを迅速かつ円滑に実施をするという体制を整えているところでもあります。また、御指摘頂きました修繕、補修履歴のデータ化につきましては、当町では実施はしておりませんが、職員間の情報共有などによりまして、これまでの対応で特段の問題や支障を来すような事案は発生しておりませんので、今後も現行の対応を継続していくということを基本にしたいというふうに考えているところでもあります。

次に、2点目の「農道の異常や問題の早期発見体制について」であります。現状においては、町民の皆さんからの情報提供の多くは電話によるものというふうになっております。一方で、国土交通省におきましては、町道含む全国の道路を対象にいたしまして、LINEを活用した通報システムの運用を昨年3月から開始しているというところではございますけれども、こういった仕組みが町民の皆さんに十分に浸透していないのも事実でございます。今後、広報紙やホームページ等を通じまして、これらのシステムの周知啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目の「行政と町民の協働による道路保守、保全の可能性について」でございますけれども、町と各自治会との間には連絡体制が既に構築をされておまして、日頃から必要に応じて連携を図らせていただいているところでもあります。現時点で大きな課題が生じている現状ではないというふうに認識をしているところでもあります。一方で、自治会によっては高齢化の進行や会員数の減少といった地域特有の課題を抱えているという現状もございますので、今後こうした実情を十分に踏まえた対応が必要になってくるということも考えているところでもあります。議員御提案の「地域道路点検日」につきましては、行政と住民が連携をし、町道や農道の保全に取り組むという観点から有意義な考え方であるとも受け止めております。今後、町と自治会双方において必要性が共有される状況となりました際には、導入について具体的に検討してまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○5番（野中一生君） ございません。

○議長（氏家良美君） 以上で、野中議員の一般質問を終わります。

次に、酒井益幸議員の「恵寿荘の施設運営について」の発言を許可いたします。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい。1番酒井です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、「恵寿荘の施設運営について」一般質問いたします。

町立特別養護老人ホーム恵寿荘は、低所得者にも対応した地域において欠かすことのできない介護施設であります。長きにわたり、国保診療所と医療と介護の緊密の連携をとっております。入所者の急病などの事態が起きたとしても、迅速なチームワークによる処置や対応をされており、医療の対処力のおかげで今日に至っております。津波や大雨による浸水災害の危険性が高まっている昨今におきましても、隣接する国保診療所が避難場所であり、入所者の安心につながっております。先般、徳洲会病院移転が正式に決まり、西泊

津高台に数年後に改築予定されておりますが、当町にもメリットがあると思う一方で、今後におきまして診療所の医師、看護師不足により対応や連携に懸念が生じるのではないかと考えております。この不安感解消と町民福祉の増進を図るために、運営方針を一刻も早く定めるべきではないかと考えます。町長の公約に恵寿荘の改築が含まれておりますが、毎年のように修繕を繰り返している状況が見受けられます。

そこで、まずは施設老朽化の劣化状況を調査し、改築を見据えた試算を示す考えはあるのでしょうか。また、物価上昇が深刻さを増す中、公共施設の改築工事は、多額の財政出動を伴い財政的な政策判断も問われます。慎重に判断すべきであります。どう判断されていくおつもりなのでしょうか。町長の所見をお伺いいたします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。山本町長。

○町長（山本政嗣君） 酒井議員からの御質問、「恵寿荘の施設運営」につきましてお答えを申し上げます。

町立特別養護老人ホーム恵寿荘は、昭和58年の開設以来、国保診療所とともに町民が将来にわたって安心して住み続けられるための医療福祉施策の根幹となる施設として運営をしております。平成7年には、高齢化社会の進行と介護の社会的課題に対応するために、デイサービスセンターを併設いたしまして、高齢者の身体機能の維持と社会的孤立の防止に取り組んできているところでもございます。また、診療所と渡り廊下で行き来できるというメリットを生かし、診療所医師が定期的に診療を行ったり、急変時の処置を迅速に受けられることといった医療的な支援体制、加えて給食業務を診療所厨房で一括して調理し提供を受けている、このほか御指摘頂きましたように津波や大雨といった自然災害においては、診療所の二階に垂直避難を行う計画としているなど、恵寿荘の運営と診療所は密接につながりを持っているわけでもございます。一方で、建物は鉄筋コンクリート造りではございますが、建設から42年が経過をし、特に給排水配管、機械設備の老朽化が著しく、年々修繕費用が増加している現状でもございます。これら医療介護施設の改築や運営体制など、医療福祉の方向性や在り方等につきましては、従前から検討、協議が繰り返されてきた経過がございますが、令和3年9月に設置をした「医療介護施設整備検討委員会」の最終報告におきましては、国保診療所所在地の隣接地に建替えることを最優先として、老人ホームについては長寿命化及びアウトソーシング等について検討していくという方針を決定し、協議を終えているというところでございます。

そのような中、このたびの徳洲会病院の移転決定に伴いまして、診療所改築整備計画は白紙となり、診療所は将来的に閉所する方針となりましたことから、それを受けて、今後、老人ホームの運営方針を定める必要が出てきますので、当該検討会議の協議を再開することにしております。協議におきましては、最終報告において結論を得ました長寿命化した施設の在り方について、建替えを含めてあるべき姿がどうあるべきか、また、アウトソーシングや指定管理者制度の導入といったことにつきましても、行政改革において課題としているところでございますが、多くの民間事業所が人材不足に陥り、運営していくこと

が困難になってきているこの状況を踏まえると、やはり慎重な判断が必要だというふうにも考えております。いずれにいたしましても、今後課題となる事項を整理いたしまして、検討してまいりますけれども、現時点におきましては、国保診療所が担っていた医療的な支援、これにつきましては日高徳洲会病院と全面的な連携体制を構築することで対処をしていく考えであるほか、避難場所としての使用、共用している厨房や保健センターの取り扱い、これらにつきましては閉所後も一定期間診療所の建物を確保する、維持することで使用していくことができるのかといった点についても、詳しく検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

また、将来的な施設の改築につきましては、高齢者人口の推移を考慮し、適正規模や現施設の使用限度も見極めながら、津波避難区域外の高台への移転改築を含めて検討し、御質問の改築に要する費用の試算については、当然その改築検討議論を一定程度進めた中でお示しすることになるというふうに考えているところでございます。

町内における医療と介護環境の向上につきましては、私の公約における重点施策の上位に位置づけしているところでありまして、その背景にございますのが、やはり日高徳洲会病院の町内移転による地域医療の確保、それと福祉施設環境の充足度を高める恵寿荘の改築の検討ということでございます。申し上げましたとおり、様々な課題に直面しているわけでございますが、一つ一つの課題に慎重に議論し、議会とも十分に協議をさせていただきながら取り進めてまいりたいと考えてございますので、御理解を頂きたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○1番（酒井益幸君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き、酒井益幸議員の「婚活支援と出会いの創出について」の発言を許可いたします。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） 引き続き、議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、「婚活支援と出会いの創出について」一般質問いたします。

婚活を希望する若者からは、気軽に出会える場がないなどの声が聞かれます。適当な相手にめぐり会えないなどの理由で前向きになれない思いを抱えております。婚活支援は行政としても難しい課題であると思います。現在、人口減少社会に加え、少子化が急速に進む時代にあって、婚活や出会いの創出を可能な限り支援することでまちづくりの発展に寄与すると考えます。将来を担う若者の婚活支援を目的とする支援事業は、現在のところ、民間企業が主体である苫信結婚相談所LLB会がでございます。日高管内では当町と平取町の2町が結んでおりますが、当町におきまして成婚数は1組でありますことから、支援につながらない現状が伺えるのではないかと思います。また、入会者からは、入会したものの何年も連絡や出会いがなかったとの声を伺う機会がございました。コロナ禍は外出もかなわないう状況でありましたことから、出会いの機会を増やす取り組みが必要と考えており

ます。若者が食事等を楽しみながら、町内施設におきまして集まりやすい交流の場を提供してはいかがでしょうか。当町が主体となり、幅広く官民連携も視野に含めまして、町の将来を担う若者の婚活支援や出会いの創出を目的とする事業が必要であるとの思いから支援施策が必要と考えます。

国は、少子化対策事業に交付金事業を実施しております。このことから、婚活支援は市町村の役割と捉えて取り組む自治体が増えており、令和7年度結婚新生活支援事業が道内66市町村において実施されております。加えて、日高管内では日高町、浦河町、様似町で実施されております。事業の概要は、新婚世帯を対象として結婚を伴う新生活のスタートアップに係る費用、新居の購入費、家賃、リフォーム費用や新居への引っ越し費用等の支援を行っています。本制度は、道が国の交付金を活用して実施している事業でありまして、事業の目的として経済的な理由で結婚が断念することがないように、結婚に伴う新生活の住宅費と引っ越し費用を市町村が補助するとの趣旨でございます。全国的にも結婚新生活支援事業が急増しておりますので、同様に支援制度を提案させていただきます。そこで、婚活、出会いの創出に対する課題解決の施策推進について3点質問いたします。

質問の1点目、官民連携協定による結婚数の実績を踏まえ、町独自に婚活支援を行う考えは。また、官民連携による施策の推進も必要と思うが。

2点目、若者支援に対する出会いの創出を目的に、食事や会話などを楽しみながら交流できる場を設ける考えは。

3点目、結婚新生活支援事業を実施し、経済的支援する考えは。以上、町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。山本町長。

○町長（山本政嗣君） 酒井議員の「婚活支援と出会いの創出について」お答えを申し上げます。

現在、国全体を覆う人口減少と少子化の進行は、若年層の未婚率上昇が遠因の1つであると言われており、若い世代の婚姻率を上昇させることは人口減少対策の1つであるとも言われております。また、若者を取り巻く交流環境を目まぐるしく変化をしております、新たな視点による取り組みの必要性も感じているところでございます。

婚活支援事業の現状を以上のように捉えた上で、御質問の1点目、町独自の婚活支援、2点目の出会いの創出についてあわせてお答えを申し上げます。

町は、これまで産業後継者育成の側面から婚活事業を行ってきた経緯がありまして、事業は平成27年、28年と実施をいたしまして、1組の婚姻実績を得るなど一定の成果を得るに至っているわけでございます。現在は、民間金融機関が行う婚活支援事業に同様の事業効果があるというふうに見込みまして、当該事業へ事業を継承しまして、当町による実施は終えているということでございます。民間金融機関による婚活相談事業におきましては、年齢別での集団顔合わせ事業を実施しております、コロナ禍で一時休止の実態はございましたけれども、現在は再開をしているということでございまして、今後、この事

業は活発化していくものというふうを考えているところであります。また、町内に目を向けますと、町青年団体協議会が行う交流事業であります「セイネンカップ」、これは町内の若者が主体となって行う交流事業でございます。人づくり事業であると同時に、若者の出会いも生まれる事業かというふうに捉えております。この事業は婚活を目的とするものではないというふうに考えますが、地域密着型の仲間づくり事業という安心感と、運動、食事、語らいによって生まれるその効果は、婚活の出発点である出会いと何ら変わることがないものであるというふうに捉えているところでもございます。町といたしましても、このような自発的な活動に期待を寄せるところでございまして、団体からの協力等の要請があった際には、ぜひ積極的に支援してまいりたいと考えているところでございます。

御質問の3点目、結婚新生活支援の実施に対する考えについてでございますけれども、町では結婚祝い金事業といたしまして、新生活の支援をさせていただいているところでございますが、御質問にある結婚新生活支援事業の趣旨は、定住、移住の側面を含む事業提案であるかとも考えますので、町といたしましては事業検討の視点として、一過性の経済支援ではなく、まちづくり事業として効果的な事業として位置づけしていけるか否かについて、今後しっかりと検討してみたいと考えます。

社会現象でございます人口減少対策は、若者の考え方の変化に向き合うことも必要だと思っております。今や、現在の若者の出会いと交流のきっかけは、マッチングアプリが主流になるなど、旧来の目線で考え、検討するのではなく、若者の目線で考えて検討、実施していくことが効果的だというふうにも考えておりますので、町といたしましては、町内青年団体が自ら考え実施をする、あるいは実施をしている活動を支援することが肝要ではないかというふうに考えているところであります。今後におきましても、町の未来を支える若者の意見や考えを聞く機会をしっかりと設ける中で、婚活事業の在り方ということについても継続して検討してまいりたいと考えますので、御理解を賜りたいと思っております。以上です。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。酒井議員。

○1番（酒井益幸君） 再質問の前に様々な施策の可否につきまして、今御答弁頂きましたけれども、まずは3点目については前向きな答弁だったと思っておりますので感謝申し上げます。ありがとうございます。

そこで再質問でございますが、2点目の御答弁に対する出会いの創出について再質問いたします。近隣町におきまして、町が主体となり事業を実施しております。地域交流支援事業と申しまして、地域交流イベントとして町内の異業種間の交流やUターン、Iターンなどでこられた転入者、移住者などを含めまして地域住民との交流会を実施し、地域内でのコミュニティー形成を行うことにより婚活支援のほか人口、人材流出の減少、地元産業後継者対策、少子化対策推進を図ることを目的とし、23の事業所の参加協力を得て事業展開しているものと伺っております。

当町におきまして、出会いの創出につきまして、6月21日の青年の集いのような青年団体の在り方を支援していきたいとの答弁でもございました。社会教育の観点から、青年

活動を支援することは青年がまちづくりに必要であり、人材育成することは貴重な財産になると考えますが、婚活と青年活動を重ね合わせ、また既婚者も在籍していることから、当事者に理解されるのか疑問に思っております。主な活動は、ろうそく出せ、ふるさと盆踊り等などの運営でもあります。町においては、事業検証などに課題があるようにも思います。

このことから、町と青年団体が協議等をしっかり行い、協調関係で事業を実施していかれるならば理解はできます。この点についての町長の方向性について改めて見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 山本町長。

○町長（山本政嗣君） 再質問にお答えを申し上げます。

まず、他町で行われております地域交流イベント、これは私も承知をしているわけですが、今回、酒井議員から御質問頂いた趣旨は婚活支援ということが主のものでございまして、この地域交流イベントがすなわち婚活イベントを目的としたものではないというふうに思います。その役割というか、そういうものも果たすであろうというものの活用という部分につきましては、それは当町もこの地域交流イベントの活用については、担当課のほうにしっかりと検証し、確認をし、検討させたいというふうに思います。

婚活事業の中で当事者が理解されるのか、あるいは青年団体等との協調関係がしっかり築けるのかという御質問を頂きましたが、1回目の答弁でも申し上げましたが、若者の青年団体との交流の機会、私どもが交流させていただく機会というものも持ちながら、考えや意見をしっかりと確認をしていくというお話も申し上げておりますので、それを実践する中で、協調関係というものもしっかりと意識をしまいたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○1番（酒井益幸君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で酒井議員の一般質問を終わります。昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再会 午後13時00分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

但野裕之議員の「ゼロカーボンシティ宣言について」の発言を許可いたします。

但野議員。

○8番（但野裕之君） 8番但野裕之です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、「ゼロカーボンシティ宣言について」質問いたします。

当町は、本年3月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。これまでに、同僚議員がたびたびゼロカーボンに関連した施策提案を行ってきましたが、前町長からは一度も前

向きな答弁がなかったように感じられます。そのような状況の中で、このたびのゼロカーボンシティ宣言はあまりにも唐突でした。このように感じたのは、私だけではないと思います。

前町長は、まちづくりの中でやり残した仕事、施策として後継者指名した町長にゼロカーボンシティによるまちづくりを託したのではないかと思います。特に前町長からの宿題とも言える置き土産なのではないでしょうか。前町長から後継者指名を受けた町長は、前町長のゼロカーボンシティ宣言によるまちづくりの思いを十分に理解し、受け継いでいくものと推察します。

しかしながら、町長の所信表明でゼロカーボンに関連した新たな事業としては、一般家庭の再生エネルギー導入、太陽光に対する助成制度の創設を挙げているにすぎません。何か物足りなさを感じずにはいられませんでした。ゼロカーボンシティ宣言を行った先進地では、言うまでもなく国の補助制度を活用した様々な取り組みがなされ、新聞などで報道されています。学校教育では副読本などを使い、ゼロカーボンに関連して環境教育も行われています。当町においては、ゼロカーボンシティ宣言後、町民に対する啓蒙活動もなく、広報も不十分で、十分に周知されていない状況でゼロカーボンの内容も理解できていなく、ゼロカーボンシティ宣言を行ったことすら知らない町民がいることも事実です。ややもすれば、ゼロカーボンシティ宣言が看板倒れになりかねません。

このような状況を改めるには、日常生活に密着した必要以上の周知が必要かと思います。日常生活で実践できるゼロカーボンについて、分かりやすく解説する出前講座なども行っている自治体もあります。ゼロカーボンシティ実現のためにも、きめ細やかな周知徹底を図るべきと考えます。町長が思い描く新冠のゼロカーボンシティはどのような町なのか。それに向けての具体的な取り組みは。実効性のあるゼロカーボンシティ宣言であることを願いたいと思います。町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。山本町長。

○町長（山本政嗣君） 但野議員の、ゼロカーボンシティ宣言の御質問にお答えを申し上げます。

当町は、本年3月、役場の事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減、吸収作用の強化を目的といたしまして、地球温暖化対策実行計画の事務事業編を策定いたしました。計画の策定は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条において地方公共団体実行計画の事務事業編の策定が義務と定められたところによるものでございますけれども、計画の策定によって新冠町や新冠町役場は、地域の範として脱炭素社会の実現に向け、町として貢献するというを公にしたものであり、また同時に行った「ゼロカーボンシティ宣言」によって取り組み意思を公的に示したということでございます。

本年3月の計画策定と宣言でございますので、取り組みは、その途に就いたばかりでございますが、実行計画事務事業編では、町の事務事業によって発生をする温室効果ガスを2030年度までに2020年度比較で29%削減するということとして、今後の取り組み

を推進していくということにしております。

削減の取り組みといたしましては、御案内のように、公共施設の照明や街路灯をLED化にすること、及び公用車の更新時にはEV車の導入を推進することや、ペーパーレス化、これを推進することで、目標達成に向け鋭意努力を行ってまいることになっているところであります。

御質問を頂いた啓蒙活動や出前講座の開設など、町民生活への普及及び町全体の取り組みについては、今後策定をする実行計画の「区域施策編」これにおいて定め、取り進めることとなり、この中で明確化、具体化させていくこととなります。

この区域施策編におきましては、地域の特性に鑑みまして、住民をはじめ事業者、教育機関などとの連携、あるいは推進に当たっての住民との合意形成、さらには町全体の温室効果ガス排出総量、これを正確に把握することが必要となるために一定程度の時間を要し、かつ困難な取り組みとなることが予想されますが、当町は今後、脱炭素の取り組みをまちづくり事業の中で取り組んでいくということでございますので、この区域施策編の策定に取り組む中で議員御指摘の事項についても検討し、そして具体化していくということになりますので、まずもって御理解を賜りたいというふうに思います。

そのような中ではあります、脱炭素の取り組みにおいて先行できる取り組みについては、即座に取り進めるべきとの判断から、一般家庭の再生エネルギー導入に対する助成制度をいち早く創設することで、脱炭素の取り組みを推進したいというふうに考えたところでございますので、その趣旨を御理解頂きたいと思っております。

また、区域施策編の策定を含めた脱炭素の取り組みにつきましては、議会との協議をしながら取り進めていくこととなりますので、その際には議員各位の御意見、御協力を頂きたいというふうにも存じます。

いずれにいたしましても、まちの未来、あるいは国の未来を築く取り組みである、この脱炭素の取り組みについては、まちづくりの礎を築く取り組みでありますので、今後においても力強く推進していく考えでございますので、御理解を賜りたいと思っております。以上です。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。但野議員。

○8番（但野裕之君） はい。再質問は町長に2点、教育長2点お尋ねしたいと思っております。

まず、町長に1点目、今回庁舎内の機構改革で総務課に行政DX推進室、産業課に鳥獣被害対策推進室、そしてプロジェクトチームとしてふるさと納税推進室を設置しました。同様にゼロカーボンシティ実現のために多くの自治体が設置しているように「ゼロカーボン推進室」を設置する考えはないのでしょうか。ゼロカーボンに特化した推進室を設置することで、町民への理解浸透が図られ、きめ細やかな事業策定がなされ、町長の描くすばらしいゼロカーボンシティが実現されるものと考えます。

それともう1点、一つの案として町有地を民間事業者に貸出し、太陽光による地産地消の発電事業を進めてはどうでしょうか。太陽光パネルで発電し、全量を町内施設に供給し

てもらふ事業で、環境省の脱炭素再生エネルギー関連交付金で事業費の2分の1、最大3億円の補助制度というものもあります。考えてみてはどうでしょうか。

さらに教育長に2点。1点目、ゼロカーボンを広く町民に理解してもらうために、社会教育の事業の中で、プラスワンセミナーなどでゼロカーボン関連の講演を行ってはいかがでしょうか。

それともう1点、学校教育の中で総合学習の時間などを利用してゼロカーボンへの理解を深める環境教育を行っているのでしょうか。もし取り組んでいないのであれば、副読本などを活用し、環境教育を進めるべきと考えます。この2点、教育長に所見をお伺いします。お願いします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。山本町長。

○町長（山本政嗣君） 再質問にお答えを申し上げます。

ゼロカーボンに関する推進室の設置、当初の御答弁で申し上げましたけれども、これから町全体を含めた実行計画の区域施策編、これをいかに策定していくかということ素案をしてまいります。したがって、それらの策定の仕方、庁舎内での取り組みの仕方、これを具体化する中において、当然専門の部署あるいは専門の担当者というものの配置もですね、検討していかなければいけない。ですから今年度計画を検討いたしますので、検討の中で、次年度の4月に向けた中での必要性をですね、判断をしてみたいと思います。

同じく、町有地を利用した太陽光パネルの設置、これは、区域施策編にも関わるわけにありますけれども、町全体の排出量をいかに削減していくのかということの中の対応として、そういったこと的手法も一つの方法かと思えます。

いずれにいたしましても、現段階で区域施策編の概要も骨子も固まっておりませんので、それを詰めていく中において、そういった手法も含めて検討していくことになると思いますので、その点現段階での御理解を頂戴したいと思います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。下川教育長。

○教育長（下川徳久君） 但野議員の再質問に対して答弁させていただきます。

1点目の社会教育で行っているプラスワンセミナーについてお答えをします。既に今年度のセミナーにおきましては、日高山脈襟裳十勝国立公園に関する内容で進めておりますので、次年度以降の参考とさせていただきます。よろしく申し上げます。

2点目の学校教育におけるゼロカーボンについての理解についてお答えいたします。ゼロカーボンにつきましては、現在、小学校、中学校において社会科及び公民科において学習を進めております。また、ゼロカーボンの理解につながる地球温暖化問題、これにつきましても、理科や総合的な学習の時間の中で学習を進めておるところです。但野議員御指摘のように、カーボンの排出量を自然環境や植林により吸収させ、ゼロに近づけ、現在の自然環境を次世代につなげていくことは世界的な潮流であり、学校教育におきましても児童生徒の理解を進めていく必要を感じております。今後も、御指摘の副読本を使用した

社会科や理科、総合的な学習の時間の中で環境教育を進め、児童生徒のゼロカーボンに対する理解を進めてまいります。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○8番（但野裕之君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き、但野裕之議員の「ふるさと納税について」の発言を許可いたします。但野議員。

○8番（但野裕之君） それでは引き続き、通告に従い、「ふるさと納税について」質問いたします。

ふるさと納税推進室が新設されました。私はこれまで、ふるさと納税増収に関して何度か質問をしてきました。ここに来て、ふるさと納税推進室を設置したということは、新町長はそれに応えてくれたものと推察します。

ふるさと納税推進室の設置はこれまで以上に納税額の増収を図り、地場製品のPR、拡大、地場産業振興の増進を見据えた機構改革で、町長のふるさと納税に対する本気度が伺われます。

一方、総務省は、ふるさと納税の返礼品として使える製品の要件を厳格化する検討に入っています。新たなルールを定めた告示を6月下旬にも改正し、判断基準を示そうとしています。これまで地元のPRにつながる場合、他地域で製造、加工された製品を例外的に使うことを認めていましたが、自治体のロゴを表示しただけの例があることを問題視しています。返礼品は地場産品が原則です。自治体の「ゆるキャラ」を使った製品や地元スポーツチームの応援グッズなどが地元のPRになる場合は、例外として他地域産も使えるとしています。このような返礼品は2024年度で約1万2000品目あり、中には他地域で製造された飲料品やアウトドア用品に自治体名を記載しただけのものもあったということです。総務省は、これらの品目を広報活動につながっているのかを厳密に判断するため、返礼品をPRに用いる具体的な計画の策定などを要件とすることを検討することとしています。また、他地域で製造され、地元で加工された製品などは「地元で相応、過半の価値が生じている」ことを要件としていますが、さらに厳格化を図ろうとしています。輸入ワインを地元の倉庫に保管して、「熟成させた」という「付加価値」があるとして、小売価格に比べて高い価格で調達している例も問題視しています。

これらのことから、総務省は付加価値の具体的な算出方法を示すことや、調達費用の内訳を自治体に詳しく報告させることを検討しています。当町の人気返礼品「トンネルワイン」もこれに該当するかもしれません。副町長の説明によりますと、当町の返礼品の92%がトンネルワインとのことです。万が一トンネルワインが不採用となれば大きな痛手となります。ふるさと納税推進室と出品事業者の英知を結集して、この難題を解決されることを期待します。このような他地域製造、加工返礼品の扱いの厳格化に対して、既に対応がなされていることと推察しますが、どのように対処するのか伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。山本町長。

○町長（山本政嗣君） 但野議員から御質問頂きました「ふるさと納税」につきましてお答えを申し上げます。なお、この質問につきましては、武藤議員からも御質問頂きまして、答弁が一部重なることをあらかじめ御了承頂きます。

御質問の1点目、「ふるさと納税推進室を設置することにより、当町のふるさと納税はどのように変わるのか」ということも頂きましたが、ふるさと納税推進室はふるさと納税制度を活用した自主財源の確保、地場産業の振興を図ることを目的に、これまで総務課と企画課に分かれていた業務を一元化し、関係各課が連携した横断的な体制について昨年度から検討を進めておりまして、本年6月1日付で新設をしたものでございます。

令和6年度におけます当町の実績につきましては、返礼品で118品目、寄附額は3億8700万円でございます。今後、更に実績を伸ばしていくためには、地場産品の掘り起こしや既存返礼品の魅力の向上、新たな返礼品の開発等が不可欠であります。

推進室では、これまでのノウハウに加え、新たな視点や情報収集力を生かし、事業者との連携をより一層強化しながら、魅力的な返礼品の開発、あるいは地域資源の発信に努めてまいりますが、その前提には、返礼品が地場産業として継続的に成立するものであることが基本であると考えますことから、町といたしましては、開発支援のための補助制度の活用を促すとともに、制度の充実や起業、創業を含めた新たな支援制度の創設に向けた調査、検討を進め、ふるさと納税を通じた地場産業の育成及び地域経済の活性化に引き続き努めてまいります。

次に、「返礼品の厳格化」についてでございますが、これは新聞報道で私どもも承知をしたところでありますが、現時点におきまして、当町には当該見直しに関わる正式な通知等は来ておりません。御指摘のように6月末というようなことでございます。そのため、具体的な内容は明らかではないということから、町としても現段階での具体的な対応を示すことは難しい状況でございます。

御指摘のございましたトンネルワインにつきましては、町は小売価格と同程度の価格でまず調達をしております。報道で問題視されているような事例には該当はせず、現行制度の範囲内で現在も取り扱っているものと認識をしております。また、トンネルワインは、湿度90%前後、温度10度前後という新冠ダムトンネル内の恒常的な環境を活かしまして、有識者や醸造の専門家らによるテストや研究を重ねた結果、ワインや日本酒の熟成に極めて適した環境である、この評価を受けまして、平成21年に設立された株式会社北海道日高ブランドにより商品化されたものでございます。これが多くの方から、現在も支持を頂いているということでございます。この点からも、明確な付加価値があるものと私どもは考えており、この付加価値につきましては、これまでも総務省からの調査に対して回答し、そして返礼品としての採用が認められてきた経緯にございますので、単に倉庫等で保管した製品とは全く異なるという認識をしているところでございます。

いずれにいたしましても、今後の制度改正の動向につきましては、国からの通知を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

ます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○8番（但野裕之君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で但野議員の一般質問を終わります。

### ◎日程第3 議案第34号

○議長（氏家良美君） 日程第3、議案第34号、令和7年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑は歳出からとして項ごと一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ、明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うようお願いいたします。

議案書の事項別明細書13ページをお開きください。歳出の1款、1項、1目ともに議会費から質疑に入ります。議案書13ページから14ページ、1款、1項、1目ともに議会費、予算説明資料はありません。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので2款総務費に入ります。議案書は15ページから20ページ、2款総務費、1項総務管理費、予算説明資料1ページから10ページ、ありませんか。

酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい。1番酒井です。議案書16ページです。OA推進費についてお尋ねいたします。行政DX研修会の参加費用に旅費と研修会負担金で29万4000円を計上されています。この内容説明と、今回この研修でどういったことを学び、今後活かしていくのかについて伺います。

○議長（氏家良美君） 島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） はい。まず旅費でございますが、24万4000円、のうち23万4000円は全国町村会で主催する研修への参加の旅費でございます。それから、残る1万円につきましては、道内の先進地等を視察するための旅費として計上しております。先ほど申し上げました全国町村会での研修につきましては、これは町村職員を対象といたしまして、デジタルを活用した施策を提案できる職員の育成を目的とした研修でございます。東京会場で3回、オンラインで2回、5回の研修プログラムが組まれておりまして、旅費の全額が全国町村会から交付されます。この研修を通じまして、いずれも視察も通じまして、当町の今後の情報システムの推進に当たって見聞を広めて知識を深めていく、それを活かしていくということで、出張、研修に行かせたいというものでございます。それから、負担金補助及び交付金5万円でございますが、これは先ほど申し上げました全国町村会の研修に受講するための負担金でございます。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい、よく分かりました。同項目になりますけれども、議案書18ページでございます。12節、新冠町ホームページ改修業務委託料、説明資料1ページとなります。2点質問いたします。ホームページに対して一部リニューアルと全面リニューアルとの内容の違いのまず説明をお願いしたいのと、もし、全面リニューアルにするとおおよそどのぐらいの差が金額の差が発生するのかということが1点目です。2点目が、見た目にも、昨今では他の自治体もすばらしいホームページがありますけれども、比較して遜色なく使用でき、今後のDX化にも対応しているものなのかについて伺います。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。2点、御質問にお答えしたいと思います。まず一部と全部の違いなんですけど、今回私たちは一部の改正、改修をしたいと考えています。その一部というのはなぜかといいますと、編集ソフトは現行のものをそのまま使わせていただいた上で、見た目等々使い勝手を全て刷新するという内容でございます。この一部というのが、現行のソフトをそのまま使うことを意味してございます。一部と全部の事業費の違いなんですけど、今回私たちは100万円弱の事業費でこれを進めようと思っておりますが、これを全部改修とした場合には500万円以上の事業費がかかるということで、聞いて確認してございます。それともう1点、見た目について言うと全く遜色ないといったものが言えると思っております。

もう1点はDX化の対応等々についてなんですけど、いろんなDX化があると思うんですけど、ホームページ上で例えば事務手続、行政手続が進むことができるのかといったDX化だと解釈しました。今回の改修でそれはできないことになってございます。今申し上げたとおり、編集自体のソフトは現行のものを使わせていただくことによるものです。それを実際に進めるとなると、組織の中の問題もあると思えますし、今後の問題かと考えてございます。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○1番（酒井益幸君） ホームページにつきましては、今まで10数年改修も行っていなかったということに関して今回は、これで私もよしとするわけでございますけれども、今後やはりDX化にも対応するようなことも視野に入れながら、ぜひ検討していただきたいものと思えます。答弁はよろしいです。

続きまして同ページで、北星町町有地開発事業についてでございます。説明資料は3ページになります。2点質問いたします。まず今後の見通しについてでございます。説明資料にもありますように全体構想の策定というふうにありますけれども、その策定についてはいつ頃示される予定なのか。ということが1点と、2点目は、この土地利用の用途につきまして、宅地分譲と公共施設建設以外の用途について、それ以外の用途について構想等は現段階ではあるのでしょうか。2点伺います。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） まずちょっと順番前後してしまうんですが、今の協議段階に

についての質問だと思います、後者の質問というのは。現在は全ての用地ではございませんが、宅地分譲事業がどのような形で進められるのかといったところを関係各課と協議してございまして、それを財源の問題、今後の工程の問題、ほかまちづくり事業との調整等の問題等々を協議しているところでございます。こういったものが一定程度まとまった時点で、それを策定というのかどうか分かりませんが、議会報告は逐次させていただきたいというふうに思っています。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○1番（酒井益幸君） はい。最後の質問です同ページ議案書です。また項目変わりますが、地域生活活動支援事業についてでございまして、説明資料は6ページです。

3点質問いたします。A I デマンドバスの事業ですけれども、町民への今後説明会について、委員会の説明では8月から9月くらいにスケジュールとして説明するというふうになってございました。で、この開催規模、説明会の開催規模ですとか、何か所ぐらい、具体的にどのようなことを想定しているのかが一つ目の質問です。

2点目が、アンケートを実施するというふうな形でも委員会説明ありましたけれども、この実証実験も含める中でこのアンケート実施についての対象の範囲、どういった年齢の方ですとか、どういう範囲にするのかっていうことも2点目をお願いします。

3点目が、実証実験を実施、これからしますけれども、A I を活用するという事ですので間違いはないと思うんですが、途中乗車などのいろんなことが予約を受けながら想定されます。これを予約を受けた中で、A I を活用していますから、どうなるかわかんないですけども、遅延が発生するような、時間に対して路線が不都合があるのかどうかも含めて実証実験するわけとは思うんですけども、その辺について遅延の発生する可能性は現段階であるのでしょうか。この3点についてお願いします。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。説明資料5ページに関することだと思います。

まず1点目の説明会の開催の関係なんですけど、こちらにつきましては、今議員がおっしゃった時期、8月から9月、10月にかけてを想定してございます。実施時期は。それぞれ全ての自治会に説明会の要望の調査をいたしまして、自治会から要望があった自治会に対して私たちが赴いて説明会を開催したいと思っております。

そしてアンケートにつきましては、今現在、バス利用者がございますね、その対象者としてはバス利用者の方々をアンケートの対象者として行いたいと考えております。

3点目の遅延の可能性なんですけど、これ予約運行バスでございまして、あくまでも予約を受けた方のところに赴いて家まで行きまして、その方を乗せて、順次、次の予約のあったところに行きます。で、出発する時点で、何時にお迎えに行きますといったところはその方に逐次連絡いってまいりますから、その順番に沿って伺う、迎えに行くということです。で、ゴールとなる、例えば旧駅舎のところがゴールだとしましたら、そこに着く時間は固まっておりますので、遅延ということはまず起こり得ないなと。事故等々がない限り、起こ

り得ないなというふうには考えてございます。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。武田議員。

○10番（武田修一君） 10番武田です。ただいまもありましたけれども、AIオンデマンド実証運行に関する質問をさせていただきたいと思います。車両購入の関係で言いますと、日産キャラバン14人乗りということですが、統計的に乗車利用人数が激減しているという中で、14人乗りとしたのはなぜか。それと、またこの車両が最適、最善だと判断した理由についてもお伺いしたいと思います。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。まず車両選考に当たってなんですが、まず人数、これにつきましてはこれまでのメロディー号の乗車実績の中で、14人乗りで賄えるといったところの判断でございます。そして車種等につきましては、酒井議員の答弁の中でもありましたとおり、今回のデマンド予約運行型のバスにつきましては、家の前まで行って乗車をしてもらうという形が取ることとなりますので、今までのような大型のバスでは入れないところがあるだろうということで、より小回りのきく、そして14人の乗車人数をカバーできる車種として、今回、選択、選考した過程がございますので御理解頂きたいと思いません。

○議長（氏家良美君） 武田議員。

○10番（武田修一君） その選考理由の一つとして、さらに隣町への医療機関ですとか買物送迎、それも含めて、市街地からも乗車する人も考慮してのその人数、想定をしたということではないでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。考慮の中で入れさせていただきます。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。武藤議員。

○9番（武藤勝罔君） 今と関連するようなあれなんですけども、この前の常任委員会で報告あったのは、要するに運行車両3台使うと、そのうち3台というのは2台購入するのが14人乗りですから、もう1台はもう現にあるバス、それは何人、14人ですか。この前報告あったように利用者がやっぱり激減してるんですよね。ですから、14人乗りの1台はいいけど、やっぱり1台はね、隣町の日高町なんかAIオンデマンドバスで8人の入れてるわけでしょ。利用者から聞くとね、もう今日も1人だったし、もうとにかくそんなにね14人、10人なんてないし、本当にもう数人ちゅうのが結構多いと思うんです。だから、3コースのうちやっぱり1台はね、本当の小型の8人ぐらいのバスで十分だと思うんですけども、ぜひそこらに検討していただきたいと思います。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。今回の車種の選考につきましては、予約運行型でも使えますし、お買物バス、あるいは医療バスとしても使います。多機能を多方面で使わせていただきたいと思っております。そういった部分につきましては、少人数で絞るという必要

性もあるかと思うんですが現状の中では、利用者が多くなった時のことも想定した上で、今回の車種を選んでいるということだけは御理解頂きたいと思います。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。長浜議員。

○3番（長浜謙太郎君） 3番長浜です。説明資料でいきますと6ページです。地域コミュニティー活動支援事業補助金です。こちらは、突発的事象に対して柔軟な対応をすることで計上されておりますが、今後も、状況によっては、このような形で臨機応変に対応するという解釈でよろしいのでしょうか。説明を求めます。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。基本的には臨機応変に対応したいと考えております。ただ、待っていただけるものっていうのはやっぱりあるかと思しますので、それは自治会さんのほうと話し合った上で進めたいと思います。今回につきましては、避難所としても使われてる生活館ですので、その点については支援していきたいと考えたところでございます。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。武田議員。

○10番（武田修一君） 10番武田です。予算書18ページ、定住移住促進住宅取得奨励金に関わる部分かなと思います。先般の常任委員会で企画課のほうから資料7として頂いたものがあるんですけど、その中で新規の制度として空家等管理活用支援法人制度というのが示されておりました。こういった、この制度によって今求められている町民に対し、より幅広い情報の提供につながるというふうに考えているところですが、民間法人が複数あった場合も全て支援法人に指定するのかどうかという辺りをお伺いしたいと思います。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能） はい。現在こちらの制度については、9月からの運用ということを目指して進めさせていただきたいといった説明をさせていただきました。その中では、今のところまだ固まっていないんですが、指定する法人が複数であることは妨げられないこととございます。ただ、適してるかどうか、適当かどうかといった審査はございますが、複数でも問題はないというふうに設定されてございます。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書21ページから22ページ、2項徴税費、予算説明資料はありません。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書23ページから24ページ、3項戸籍住民基本台帳費、予算説明資料11ページから12ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、3款民生費に入ります。議案書25ページか

ら30ページ、1項社会福祉費、予算説明資料13ページから19ページ、ありませんか  
武藤議員。

○9番（武藤勝因君） 9番武藤です。予算資料の16ページのあったか暖房費についてお聞きします。何回か質問したんですけれども、生活保護世帯は、これ除外されてる件で質問します。それで厚生労働省の事務連絡では、2007年の12月に福祉灯油助成は収入として認定しないと。町の理由は今まで生活保護世帯には冬期に灯油代として加算されてるから支給できないという理由だったんですけれども、厚生労働省では既にこれは収入と認定しないということで、仮に8000円を超えても、機械的に収入判定するようなことはしないという事務連絡なんです。北海道でも、道の保健福祉部の通知で、2021年の12月で生活保護世帯を対象の場合、収入認定しないとの通知では総額を12等分した額を月額とした上で、月額8000円を超えないことが明記されているということで、月額8000円を超える場合には、国に照会し柔軟に対応する、こととしているということで実際は国も道も8000円を超えても生活保護の収入と認定しないということを出していいという見解なんです。で、隣町の新ひだか町でも、日高町でも出てますし、ぜひ新冠でも、項目書いてますけど、これ除外というの取消して、生活保護世帯にも出すべきだと思うんです。

○議長（氏家良美君） 新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） はい。御質問ありました、まず国や道からの通知であります、そちらの内容につきましてはこちらのほうでも内容は理解してございます。その内容につきましては、各市町村が生活保護世帯に対しまして、灯油購入券等を支給する場合に、8000円までは収入としては使わないという、御質問のとおりの内容でございますが、各市町村で実施しているそれらの事業についてですね、対象の可否に入れるかどうかは市町村の判断に委ねられるというふうにされているところでございます。またこちら、町のほうですね、対象とするかどうかという判断に当たりましては、当事業ですね、実施する場合、これまで道ですね、地域づくり総合交付金という補助事業ですね、活用しておりましたが、そちらの交付金の対象世帯からも生活保護世帯については対象としないと、いうふうにされていることも考慮した上で、対象世帯と設定しておりませんので、御理解を頂きたいと思っております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。海馬澤議員。

○2番（海馬澤真紀子君） はい、2番海馬澤です。説明資料18ページ、徘徊高齢者位置情報検索機器導入費補助事業について質問します。令和2年に行方不明時の早期発見のため、可能性のある方の事前登録とありますが、現在の登録は何名ですか。実績値0となっていますが、現在の利用者はいないのですか。お願いします。

○議長（氏家良美君） 新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） まず初めに、18ページの説明資料の中の左下のところにですね、これまでの改善結果ということで、令和2年度から徘徊の可能性のある方の事

前登録制を導入したというふうに記載してございます。こちらの制度でございますが、現在登録されている方は1名ということでございます。こちらの事業も当GPSのですね、機器の補助事業とともに周知を図っているところでございますが、登録は少ない状況でございます。続きまして実績の人数でございますが、こちらにつきましては、この制度、町民からの要望もございまして平成30年度から開始した事業でございますが、現在までに相談は何度も受けておりますが、利用にはつながっていない状況でございます。利用に至らない理由は幾つか考えられますが、その一つとして、こちらの事業を令和5年度までは、機器の導入費のみに1回限りの補助事業として行っておりましたが、レンタル料等のですね、継続して掛かる費用もあることが、障害になってるのではないかとということで、昨年度から導入費用の助成に加えまして、それらの継続的にかかる費用につきましても助成対象としまして、より利用しやすい制度としております。今のところ実績はございませんが、今現在も相談が1件寄せられておまして、こちらについても利用につながるかどうかは分かりませんが、希望されるときにはですね、すぐに助成できるように予算は措置させていただきたいというふうに考えております。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。海馬澤議員。

○2番（海馬澤真紀子君） 事業評価の中で、展示とありますが、展示だけではなくて、実際に体験という形をとって、その良さを理解してもらうことが利用拡大につながるのではないのでしょうか。お願いします。

○議長（氏家良美君） 新宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（新宮信幸君） 利用につながるようにですね、昨年度機器の見本を展示したということで、その実施の効果もと考えられるんですが、それ以降、問合せ等は増えている状況でございます。実際に体験ということでございますが、こちらの機器をですね、町で今のところ所有していないということもありまして、精密機械ですのでなかなか業者から借りることも難しいといった状況もございます。しかしながら実際に使ってみることで、さらに理解が広がるというふうにも考えますので、今後の介護のですね、啓発事業等の中で利用体験ができないかどうかということもですね、考えてみたいというふうに考えております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書31ページから32ページ、2項児童福祉費、説明資料は20ページです。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、4款衛生費に入ります。議案書33ページから34ページ、1項保健衛生費、説明資料21ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので議案書35ページから36ページ、3項水道費、

説明資料はありません。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、5款農林水産業費に入ります。議案書37ページから42ページ、1項農業費、説明資料22ページから31ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、議案書43ページから44ページ、2項林業費、説明資料32ページ、ありませんか。

武田議員。

○10番(武田修一君) 10番武田です。44ページの判官館森林公園施設整備費のタコッペ湿原木道撤去工事についてお伺いします。このタコッペ湿原の木道の老朽化、あるいは湿原の保全ということで、目的は十分理解しているところです。が、しかし一度立ち止まってですね、この貴重な財源316万8000円ですけれども、今はヒグマ出没で大変大きな影響を受け続けているこの大切な公園の草刈りや木の枝の伐採等に充てるなどして、少しでもヒグマを森林公園から遠ざける、そのような方法を考えることも必要ではないかというふうに考えますが、いかがなものでしょうか。

○議長(氏家良美君) 佐渡企画課長。

○企画課長(佐渡健能君) はい。草木の伐採等々で見通しがよくなることで、獣害の防止につながるというのは重々分かります。現行も判官館森林公園、草地の公園のほか、散策路あるいは冒険広場等の草刈りは逐次行ってございまして、人が立ち入るところにつきましても、できる限りの草木の伐採等は心がけて尽くしてございます。それとは別に、今回の木道の整備につきましても、これは環境保全の意味もありますし、今後の判官館森林公園の整備に向けた一歩でございまして、これについては進めさせていただきたいというふうに考えてございますので御理解頂きたいと思っております。

○議長(氏家良美君) 武田議員。

○10番(武田修一君) はい。できる限りのそういう対応しているということで、ですけども、そうですね、そこは理解します。あと、判官館森林公園と隣接しているといいましょうか、いわゆる青年の家、それから体育館、それからパークゴルフのコースもあります。海洋クラブの艇庫、練習場所もあったりですね、またウォーキング、野鳥を観察等に訪れる人もたくさんいる、そう見受けられるエリアでもありますので、その辺りについても十分な同様になるかもしれませんが、草刈り等の何らかの手立てが必要かなというふうに考えますが、その辺りについてはいかがでしょうか。

○議長(氏家良美君) 武田議員補正の範疇からちょっと外れてると思っておりますので、別の機会のときに質問をお願いいたします。

ほかにございませぬか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、議案書45ページから46ページ、3項水産

業費、説明資料ありません。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、6款商工費に入ります。議案書47ページから48ページ、1項商工費、説明資料33ページから34ページ、ありませんか。

但野議員。

○8番(但野裕之君) 8番但野です。説明資料34ページの部分でキッチンカーの出店料についてお伺いします。先の予算委員会の中で、道の駅の出店料についてお伺いしましたけども、今回インター開通イベントということで、会場は多分別の場所だと思うんですけども、キッチンカーの出店料、これも前回質問した予算委員会で説明したような計算方法で出店料を頂くのでしょうか。

○議長(氏家良美君) 佐渡企画課長。

○企画課長(佐渡健能君) はい。プレイベントの際のキッチンカーのことだということでもよろしいですね。はい。今回のプレイベントなんですが、インターチェンジの開通前のイベントとして考えてございます。その中で、本会場は高規格道路上なんですが、第2駐車場に駐車をしていただいた上で移動していただくといったイベントなものですから、道の駅周辺でキッチンカーがオープンされるということも一つのイベントの中で考えたいということもございます。ただ、今回のキッチンカーの開設する場所については、今ちょっと流動的でございます。通常のいっかっふキッチンの方か、もしくはもう少し第2駐車場寄りのほうかといったところも検討中でございます。この点については今、どこで明確にするということは申し上げづらいものですから、キッチンカーの出店料についてはちょっと今のところ未定というふうにお考えください。

○議長(氏家良美君) 但野議員。

○8番(但野裕之君) 当町の道の駅のキッチンカーの出店料、非常に安いんですね。普通よその場所、また、例えば苫小牧なんかは、最大には1万から2万円、1台ですよ、1日。で、商業施設なんかは売上げの20%から25%。これが通り相場です。ということは、数千円にしかならないような出店料をもってそのまま続けるのかとはちょっと疑問が残ります。また、ふるさと祭りでも出店していただいている経緯もありますけども、そういった部分で少しよその場所での出店料を精査した中で、新冠町として適正な出店料を導き出したらいかがかなあと思うんですけどもその辺はどうでしょうか。

○議長(氏家良美君) 佐渡企画課長。

○企画課長(佐渡健能君) はい。その点につきましては、今後関係者等と協議させていただきたいと思っておりますので、それを待っていただきたいというふうに思います。

○議長(氏家良美君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、7款土木費に入ります。議案書49ページから50ページ、1項道路橋梁費、説明資料35ページから36ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、議案書51ページから52ページ、2項河川費、説明資料37ページから39ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、議案書53ページから54ページ、3項住宅費、説明資料は40ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、議案書55ページから56ページ、4項下水道費、説明資料はありません。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、8款消防費に入ります。議案書57ページから58ページ、1項消防費、説明資料41ページから44ページ、ありませんか。

酒井議員。

○1番(酒井益幸君) はい。1番酒井です。議案書58ページ、災害対策費、説明資料では44ページです。防災資格取得支援事業補助金について伺います。これは以前私も質問をした経緯がありまして、その当時は防災マスターで町は進めるというような答弁を頂きました。それから数年がたちまして、防災士資格は民間の資格でございまして、防災マスターのこれは研修をして資格をもらえるわけですから、さらに上位資格でございまして。大変取得を推進することは私もこれは同意するものでございまして。その上で事業費が絡むことなのでそれについて質疑いたします。防災士は毎年度2名ずつ増やしていきたいと、要件は説明資料に書いてございますけれども、この防災士の町が目指すところの理想の人数についてまず伺います。それから、この助成金はどのぐらいの人数に設定をしていくのかということもあわせて答弁をお願いします。

○議長(氏家良美君) 島田総務課長。

○総務課長(島田和義君) はい。まず1点目、2点目合わせてお答えしますが、防災士の理想の人数について、具体的な設定はしてございません。災害時における自助、共助の要となるのがこの防災士というふうになりますので、町としてはできるだけ多いほうが、地域の防災力も上がるのではないかなというふうには認識してございます。令和7年度につきましては今回補正予算で2名分を計上させていただきましたが、これを超える申込みがあったときには、補正予算等で対応も考えております。どれくらい申込み来るといのがちょっと想定できないものですから、理想とする、どのぐらいまで人数設定をするという部分につきましては、今後の申込み状況も踏まえまして、ちょっと判断してまいりたいと思います。

○議長(氏家良美君) 酒井議員。

○1番(酒井益幸君) はい。分かりました。ただですね、やはりこれ先ほども申しておるように、事業費が関わることですので、やはりこれある程度町が方向性を明確にしなけ

ればいけないと思うんですね。防災士の会という会が任意団体で発足されまして、その方々とも協議を含めまして、しっかり町としての方針も定めながら支援していくという在り方が、妥当だと思うんですけども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（氏家良美君） 島田総務課長。

○総務課長（島田和義君） はい。防災士の会、現在12名いらっしゃいます。の中には行政の職員もおりまして、本当の民間の方というのは7人ぐらいですね。防災士はですね、各自治会に複数人いらっしゃるのいいのかなというふうに思うんですが、防災士の会もですね、これ以上増えていくと、活動もしづらくなるというような考え方も持っているようですので、こちらも防災士の会とも考え方を共有しながらですね、検討してまいりたいと思います。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時 3分

再会 午後 2時14分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き補正予算の審議を行います。9款教育費に入ります。議案書59ページから60ページ、1項教育総務費、説明資料45ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書61ページから62ページ、2項小学校費、説明資料は46ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書63ページから64ページ、3項中学校費、説明資料47ページ、ありませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） 10番武田です。64ページ、中学校保健管理経費、学校健診等委託料の眼科の健診ということでありましたけども、最近の中学校生徒の視力はどうでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐々木管理課長。

○管理課長（佐々木京君） 今回の眼科健診は隔年で実施している眼科医による健診です。屈折異常、斜視、結膜炎などの診断をして、異常なしを含めた診断結果が通知されます。視力の全体傾向の手元に資料がございませんが、恐らく議員心配されたのは全体的に視力が低下しているという御心配だと思います。その辺はですね、スマートフォン、タブレット、パソコンなどICT機器を利用する頻度が明らかに増加しているということで、小学

校では10分そういう機器を使ったら少し休みましようという指導をしているのと、中学校でも保健だよりについて視力低下などに係る指導などは定期的に行っております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので議案書65ページから66ページ、4項認定こども園費、説明資料はありません。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書67ページから72ページ、5項社会教育費、説明資料48ページから53ページ、ありませんか。

長浜議員。

○3番（長浜謙太郎君） 3番長浜です。説明資料の52ページになります。ボランティア養成事業ということで、こちら補正予算計上、新規事業ということで政策的要素が高いということでは解釈しております。青年活動への理解と協力を支援をしていただけたという解釈でございますが、こちら対象は中学生、高校生ということで、高校生に関しては、町内町外問わず高校の、静内高校、農業高校のボランティア局等に打診して、町外の方であっても当然対象となるのかという解釈でいいのかということと、軽食代や保険料ということで15名の計画値となっておりますが、こちら人数はあくまでも目安ということでたくさん来てくれる方に対しては、きちんと対応してくれるという算出方法というか、柔軟な対応を図ってもらえるというふうに認識しておりますがよろしいでしょうか。

○議長（氏家良美君） 工藤社会教育課長。

○社会教育課長（工藤匡君） はい。お答えいたします。まず町外者というところですけども、高校生のボランティア部のほうに声をかけますので、隣町それから近隣の町ということで、その方たちを対象に行うということになります。それから、基本的にはこの養成事業というのはですね、中学校、中学生を対象にして、できればこのボランティア部みたいなことをレ・コード館のほうでやっていきたいというふうな考えを持っております。来週ふるさと学習という中学校で行う授業がありますので、そちらのほうに出向いていってですね、これからこういうことでボランティア部、それからボランティアのことを積極的にやっていきたいなど。その中で、中学生の意見をいろいろ聞きながらですね、名称も含めて相談していきたいというふうに思っていますので、この人数というのは、目安として15人程度ということで見ているところです。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書73ページから74ページ、6項保健体育費、説明資料54ページ、ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、議案書75ページから76ページ、7項学校

給食費、説明資料は55ページ、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、歳入に入ります。議案書は前に戻り、9ページから10ページをお開きください。歳入はページごと一括して行います。14款国庫支出金、15款道支出金、17款寄附金、18款繰入金、19款繰越金、ありませんか。

長浜議員。

○3番(長浜謙太郎君) 3番長浜です。ふるさとづくり基金について伺います。一般質問でも触れておりましたが、ふるさと納税に関しまして専門部署を新たにプロジェクトチームとして設けて、今後いろんな議論がなされていくという説明がありましたが、こちらは要望も含めてになるんですけども、地場製品の開発という以外にですね、今、現地決済型ふるさと納税というものもありまして、こちらの可能性についてもぜひ検討していただきたいと思っておりますが、見解を伺いたいと思います。

○議長(氏家良美君) 島田総務課長。

○総務課長(島田和義君) はい。ふるさと納税推進室のほうですね、正直申し上げまして、会議も設けてございません。今月末にですね、ふるさと納税の厳格化に関する、そういった総務省からの通達等も来る予定ですので、そういったことも踏まえた中で現状の状況ですとか、今後の見通しについて1回目の会議を設けるんですけども、その中で当然、今議員が言われた手法についてもですね、採用していけるかどうか検討の中には、項目には入ってございますので、前向きにちょっと検討してみたいと思っております。

○議長(氏家良美君) 佐藤副町長。

○副町長(佐藤正秀君) すいません、ふるさと納税担当したんであれですけども、今の現地型の決済、実は事業者と地元の業者の方来てですね、実はプレゼンというか受けました。新冠町単独というか、ある程度の範囲で事業者が参加しなければできないと。新冠町は事業者が参加する事業者が少ないというネックなので、利用者はいても、利用する事業者がいなければということで、その辺の普及というんですかね、そちらのほうが進んでなかったというふうに認識してますので、行政がというよりは、そういった事業者のほうですね、自分の商品を扱ってほしいとか、そういう機運がなければなかなか難しいなというふうにちょっと捉えてました。参考までに。

○議長(氏家良美君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので議案書11ページから12ページ、20款諸収入、21款町債、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、歳入歳出の全般にわたってありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第34号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第35号

○議長(氏家良美君) 日程第4、議案第35号、令和7年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、質疑を終結いたします。

引き続き、討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第35号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第36号

○議長(氏家良美君) 日程第5、議案第36号、令和7年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。説明資料は56ページです。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、質疑を終結いたします。

引き続き、討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第36号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第37号

○議長(氏家良美君) 日程第6、議案第37号、令和7年度新冠町簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は、議案書の1ページから14ページまでの全部、収入と支出を含め、一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第37号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって議案第37号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第38号

○議長(氏家良美君) 日程第7、議案第38号、令和7年度新冠町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は、議案書1ページから10ページまでの全部、収入と支出を含め、一括して行います。

発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第38号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって議案第38号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議員派遣の件

○議長(氏家良美君) 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、御手元に配付しましたとおり派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は御手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

#### ◎日程第9 発委第4号

○議長(氏家良美君) 日程第9、発委第4号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林林業木材産業施策の充実強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員会長浜謙太郎委員長。

○3番(長浜謙太郎君) 発委第4号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林林業木材産業施策の充実強化を求める意見書の提出について、提案理由を説明します。

本意見書は、令和7年5月14日付けで、北海道町村議会議長会から議長に協力依頼があったため、新冠町議会会議規則第14条第3項の規定に基づき、意見書を提出するものです。内容を要約して読み上げますので、次ページをお開きください。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林林業木材産業施策の充実強化を求める意見書。全国の森林面積のおよそ4分の1を占める北海道の地球温暖化防止、国土保全や林産物供給など多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。森林を将来の世代に引継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林林業木材産業施策の充実強化を図ることが必要である。よって国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。1、地球温暖化や山地災害の防止など、森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに制定された国土強靱化実施中期計画に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や防災、減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害、病虫害など、森林被害対策、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材加工、流通体制の強化、建築物の木造木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成確保などに必要な支援を充実強化すること。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。意見書の提出先は記載のとおりです。

以上が発議第4号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林林業木材産業施策の充実強化を求める意見書の提出についてです。御審議の上、採択くださるようお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発委第4号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、発議第4号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第10 会議案第7号～日程第11 会議案第8号

○議長（氏家良美君） 日程第10、会議案第7号、日程第11、会議案第8号、閉会中の継続調査について、以上2件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会並びに議会運営委員会の各委員長から所管事務調査についてそれぞれ会議規則第75条の規定により、御手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって会議案第7号、会議案第8号は委員長からの申出のとおり継続調査することに決定いたしました。

ただいま町長から議案第39号、節婦市街地線節婦小橋橋梁架替工事請負契約の締結についてが追加提出されました。

お諮りいたします。申出がありました議案を日程に追加し、議題といたしたいと思ます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号を追加日程第1として取り扱うことに決定いたしました。

議案配布のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再会 午後 2時38分

○議長（氏家良美君） 会議を再開いたします。

◎追加日程第1 議案第39号

○議長（氏家良美君） 追加日程第1、議案第39号、節婦市街地線節婦小橋橋梁架替工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） はい。議案第39号、節婦市街地線節婦小橋橋梁架替工事請負契約の締結について、提案理由を御説明いたします。

令和7年6月16日、指名競争入札に付した節婦市街地線節婦小橋橋梁架替工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。請負契約の内容につきましては、1、契約の目的、節婦市街地線節婦小橋橋梁架替工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1億6219万5000円。4、契約の相手方、幌村久保田特定建設工事共同企業体、代表者、北海道日高郡新ひだか町三石蓬栄126番地、幌村建設株式会社代表取締役幌村司。構成員、北海道新冠郡新冠町字北星町5番地の9、株式会社久保田組代表取締役広島功。

なお、工期につきましては、契約の翌日から令和8年3月10日と定めております。工事概要を御説明いたしますので、次のページの議案第39号資料の図面を御覧ください。本工事は、節婦市街地線の中心に位置し、町道節婦市街地線幹線道路の重要な橋梁であります。当該橋梁は、昭和39年に架設され、61年経過しており、過去に補修も施してはありますが、令和4年度の橋梁点検の結果、経年老朽化及び、海岸にも面しており、塩害の影響も合わさり、詳細設計において国、道と協議した結果、架け替えが妥当と判定されたことから、道路メンテナンス補助事業にて整備を進めてきたものでございます。このた

びの工事概要であります。工事場所は新冠町字節婦町、工事内容は施工箇所1箇所、ボックスカルバート延長11.6メートル、幅員8.5メートル、現場打ちコンクリートとなります。旧橋解体一式、道路工延長105.0メートル、護岸工延長35.5メートルでございます。以上が議案第39号の提案理由でございます。御審議を賜り、提案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第39号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第39号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の議決

○議長（氏家良美君） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。会議規則第7条の規定により、令和7年第2回新冠町議会定例会を本日で閉会いたしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 御異議ないものと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

#### ◎閉議宣告

○議長（氏家良美君） これで本日の会議を閉じます。

#### ◎閉会宣告

○議長（氏家良美君） これをもって、令和7年第2回新冠町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 2 時 4 2 分 閉議)